

上下水道分野における民間提案の手引き

令和6年4月

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

【目 次】

第1章	本手引きの概要.....	5
1.1	はじめに.....	5
1.2	本手引きの位置づけ	6
1.3	本手引きの構成.....	7
1.4	(参考)本手引きに関連するガイドライン等.....	8
第2章	民間提案制度等の概要.....	9
2.1	民間提案制度とは.....	9
2.2	民間提案の活用の類型.....	10
2.3	民間提案の活用により期待される効果・メリット等	11
2.4	民間提案の活用に適した事業とは.....	12
2.5	先行事例	13
2.5.1	広島県廿日市市(下水道分野).....	13
2.5.2	高知県須崎市(下水道分野).....	14
2.5.3	熊本県荒尾市(水道分野).....	15
2.5.4	神奈川県綾瀬市(下水道分野).....	16
2.5.5	(参考)先行事例のまとめ.....	18
第3章	民間提案を活用するための具体的な手順.....	19
3.1	手順の全体像.....	19
3.1.1	手順の類型.....	19
3.1.2	民間提案窓口の設置.....	21
3.1.3	事業見通しの公表	23
3.1.4	民間発案型の手順(概要)	25
3.1.5	地方公共団体発案型の手順(概要)	28
3.2	民間発案型の具体的な手順	30
3.2.1	事業見通し等を踏まえた民間提案の検討 <u>民間事業者の実施内容</u>	30
3.2.2	民間事業者への情報開示と官民対話等	32
3.2.3	民間事業者の民間提案の作成等 <u>民間事業者の実施内容</u>	35
3.2.4	採否の審査及び採用後の検討.....	36
3.2.5	採否の審査基準等.....	39
3.2.6	採用した民間提案の活用による PPP/PFI 導入に向けて	48
3.3	地方公共団体発案型の具体的な手順	51
3.3.1	民間提案の対象等の検討	51
3.3.2	民間提案の募集	54
3.3.3	民間事業者の民間提案の作成等 <u>民間事業者の実施内容</u>	58
3.3.4	採否の審査.....	59

【コラム・事例】

コラム①:民間提案の活用における選抜・交渉型の活用	17
コラム②:交付金要件化の要件充足のための「民間提案窓口の設置」	22
コラム③:交付金要件化の要件充足のための「事業見通しの公表」	24
コラム④:民間提案の活用と交付金要件化	27
コラム⑤:ウォーターPPPと民間提案	31
コラム⑥:交付金要件化の要件充足のための「適切な提案の採用」	37
コラム⑦:交付金要件化の要件充足のための「国土交通省への報告」	44
コラム⑧:交付金要件化の「国土交通省による検証」	45
コラム⑨:交付金要件化の「内閣府との協議」	47
コラム⑩:民間提案の対象等の検討とサウンディング	52
コラム⑪:インセンティブに随意契約を想定する場合の参考判例	57
先行事例①:民間発案型の手順(高知県須崎市、熊本県荒尾市)	26
先行事例②:地方公共団体発案型の手順(神奈川県綾瀬市、広島県廿日市市)	29
先行事例③:民間提案の活用に向けた組織体制構築(民間発案型)	34
先行事例④:PPP/PFI導入に向けた追加的な検討(高知県須崎市)	38
先行事例⑤:民間提案の採否の審査基準等(大阪府茨木市、広島県廿日市市)	42
先行事例⑥:民間提案の活用に向けた組織体制構築(地方公共団体発案型)	53

本手引きの概要

1.1 はじめに

上下水道分野における民間提案の活用による多様な PPP/PFI(官民連携)の推進を目的として、民間提案を活用しようとする地方公共団体に向けて、上下水道分野の実務に即した手引きを策定した。

今後、より厳しい事業・経営環境が想定される中、地方公共団体と民間事業者が連携して上下水道施設の維持管理、改築等を実施するPPP/PFI(官民連携)は、課題を解決するための一つの有効な手段である。

民間提案の活用による PPP/PFI 導入について、政府より様々な取組を要請しているものの、上下水道分野の先行事例は数件にとどまる。また、上下水道分野では、令和5年度(地方公共団体の令和6年度予算要望)から、PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用することを、交付金要件化され、民間提案の活用の重要性が高まっている。そのため、民間提案を活用しようとする地方公共団体の担当者に向けて、上下水道分野の実務に即したものとして、「上下水道分野における民間提案の手引き」(以下、「本手引き」という。)を策定した。

なお、本手引きについては、主に下水道分野における先行事例等から考え方を整理し、作成したものであるが、水道分野における民間提案の手順や検討内容は、下水道分野と概ね共通する内容であるため、「上下水道分野における民間提案の手引き」として位置づけている。

図表 1-1 策定の目的等

PPP/PFI導入に向けた民間提案の活用の重要性の高まり	
■ PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)で、「民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う」と記載。(令和5年改定版も同様) ■ 内閣府は、令和4年10月、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を策定し、関係省庁に取組を要請するとともに、地方公共団体に取組の実施の検討を依頼。 ■ 上下水道分野では、令和5年度(地方公共団体の令和6年度予算要望)から、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用することを、交付金要件化。	
「上下水道分野における民間提案の手引き」策定の目的等	
現状の課題	■ 民間提案の活用について、上下水道分野の先行事例は数件にとどまり、地方公共団体における具体的な手順の知見等が不足していることが考えられる。 ■ 内閣府「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」等は存在するが、上下水道分野の実務に即したものが必要。
策定の目的	■ 民間提案を活用しようとする地方公共団体の担当者が参照する、上下水道分野の実務に即した手引きを策定。 ■ 民間提案の活用により、上下水道分野における多様なPPP/PFI(官民連携)を推進。

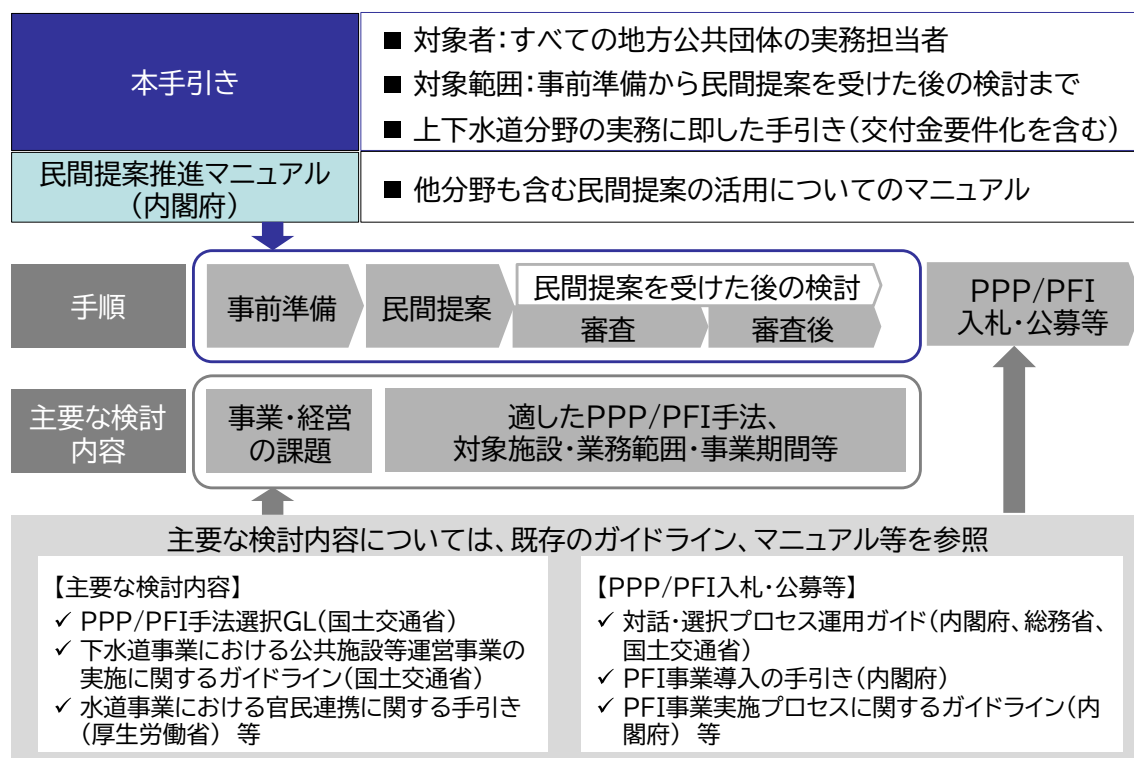
1.2 本手引きの位置づけ

本手引きの対象者は、すべての地方公共団体の実務担当者を想定する。
本手引きの対象範囲は、民間提案窓口の設置から民間提案を受けた後の検討までとし、民間事業者が実施する内容も一部含まれている。
なお、本手引きは、内閣府・国土交通省等の既存のガイドライン・マニュアル等との併用を想定しており、本手引きに記載のないものはこれらによる。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI 法」という。)に規定される民間提案の活用の流れは、①民間提案の準備、②実施方針の策定の提案(民間提案)、③民間提案を受けた後の検討、④民間事業者の選定等である。本手引きの対象範囲は、①民間提案の準備から③民間提案を受けた後の検討までとする。

なお、上下水道以外の分野も含む民間提案の活用について、内閣府「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(令和3年4月)」(以下、「民間提案推進マニュアル(内閣府)」という。)等がある。また、PPP/PFI手法の詳細等について、国土交通省「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(令和5年3月)」(以下、「PPP/PFI 手法選択 GL)」等がある。本手引きに併せて参照いただきたい。

図表 1-2 本手引きの位置づけ



1.3 本手引きの構成

本手引きは、3 章で構成される。
第 2 章では、民間提案制度等の概要を解説する。第 3 章では、民間提案を活用する方法ごとに、手順にそって、ポイント・留意点等を解説する。

本手引きは、3 章から構成され、第 1 章で本手引きの目的等、第 2 章で民間提案制度等の概要を解説する。第 3 章では、民間提案を活用する方法ごとの手順を示した上で、それぞれの方法ごとに、手順にそって、ポイント・留意点等を解説する。

第 2 章以降にコラム等を設け、主に下水道分野における社会資本整備総合交付金等(以下、「交付金」という。)の交付金要件化や、民間提案の活用についての先行事例等を解説する。

なお、水道分野と下水道分野の交付金要件化に関する運用の違いについては、水道分野では、全体事業費が 10 億円以上と見込まれる水道整備事業について民間提案を求めること(事業見通しの公表、窓口の設置)としている。一方、下水道分野では、事業費にかかわらず、下水道事業として令和 6 年度に交付金を要望する場合は、令和 5 年 4 月 1 日までに窓口の設置、実施見通しの公表を必要とすることに加え、補助対象事業費の合計が 10 億円以上の民間提案を受領した場合のみ、国土交通省への報告や適切な検討等が必要としている。

図表 1-3 本手引きの構成

第1章	本手引きの概要	はじめに ✓ PPP/PFI導入に向けた民間提案の活用の重要性の高まり、策定の目的等 本手引きの位置づけ 本手引きの構成
第2章	民間提案制度等の概要	民間提案制度とは 民間提案の活用の類型 ✓ PFI法に基づく民間提案とPFI法に基づかない民間提案 ✓ 民間発案型と地方公共団体発案型 民間提案の活用により期待される効果・メリット等 民間提案の活用に適した事業とは 先行事例 ✓ 広島県廿日市市、高知県須崎市、熊本県荒尾市(水道)、神奈川県綾瀬市
第3章	民間提案を活用するための具体的な手順	手順の全体像 ✓ 手順の類型(民間発案型と地方公共団体発案型)と概要 ✓ 民間提案窓口の設置、事業見通しの公表 民間発案型の具体的な手順 ✓ 【民間提案】民間事業者への情報開示と官民対話、民間事業者による提案の作成 等 ✓ 【民間提案を受けた後の検討】採否の審査 等 地方公共団体発案型の具体的な手順 ✓ 【民間提案】民間提案の対象等の検討、民間提案の募集 等 ✓ 【民間提案を受けた後の検討】採否の審査 等

第2章

(参考)本手引きに関連するガイドライン等

1.4 (参考)本手引きに関連するガイドライン等

民間提案の実施および、各官民連携手法の導入や検討に際して本手引きに関連するガイドライン等を図表 1-4 に示す。

図表 1-4 本手引きで参照するガイドライン等

ガイドライン等 名称	概要
民間提案関連に関するガイドライン等	
国水下事第46号 社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について(令和 5 年 国土交通省)	民間提案窓口の設置等に関する事務通知
公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領(令和 4 年 内閣府)	民間提案に対する加点措置に関する要領
PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(令和 3 年 内閣府)	下水道分野を含む全分野での民間提案に関する基本的考え方を示す
官民連携の導入可能性調査に関するガイドライン等	
下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン(令和 5 年 国土交通省)	各種 PPP/PFI 手法を選択する際の検討方法や手順を示す
官民対話に関するガイドライン等	
地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き(令和元年 国土交通省)	民間提案を含むサウンディングを実施する際の手続きと検討内容を示す
PPP 事業における官民対話・事業者選択プロセスに関する運用ガイド(平成 28 年 内閣府・総務省・国土交通省)	民間提案の際に民間との対話を実施する際の検討内容を示す
各種官民連携手法に関するガイドライン等	
PFI 事業導入の手引き(令和 5 年 内閣府)	PFI 事業を導入する際の基本的考え方や検討内容を示す
下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン(令和 4 年 国土交通省)	下水道分野におけるコンセッション方式を活用する際の検討内容を示す
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン(令和 3 年 内閣府)	下水道分野を含む全分野でのコンセッション方式を活用する際の基本的な検討内容を示す
PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン(令和 3 年 内閣府)	PFI事業を導入する際の手続きを示す
PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン(令和 3 年 内閣府)	PFI事業を導入する際のリスク分担等に関する検討内容を示す
契約に関するガイドライン - PFI 事業契約における留意事項について-(令和 3 年 内閣府)	PFI 事業を導入する際の契約の検討内容を示す
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(令和 2 年 国土交通省)	下水道管路における包括的民間委託導入の検討内容を示す
処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(令和 2 年 公益社団法人 日本下水道協会)	下水道処理場等施設における包括的民間委託導入の検討内容を示す
水道事業における官民連携に関する手引き(令和6年3月)	水道分野における官民連携の検討事項や論点等を示す
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル(案)(平成 31 年 公益財団法人 日本下水道新技術機構)	下水道管路における包括的民間委託導入の検討内容を示す
VFM(Value For Money)に関するガイドライン(平成 30 年 内閣府)	PFI事業を導入する際の経済的効果(VFM)の検討方法を示す
性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(平成 13 年 国土交通省)	官民連携で性能発注の考え方を取り入れる際の検討内容を示す

第2章

民間提案制度等の概要

2.1 民間提案制度とは

PFI 法では、民間事業者が地方公共団体等に対し、PFI の実施方針を定めることを提案できる旨、規定している。

地方公共団体が、この PFI 法に基づく民間提案を、民間提案の対象となる個別の事業について募集することもできる。

PFI 法では、民間事業者が、公共施設等の管理者等である地方公共団体等に対し、PFI(特定事業)の実施方針を定めることを提案することができる旨、規定している(第6条第1項前段)。その際、民間事業者が添えるべき書類も規定されている(同項後段)。民間提案を受けた地方公共団体等は、検討の上、遅滞なく、検討結果を民間事業者に通知しなければならない(同条第2項)。

民間提案推進マニュアル(内閣府)では、地方公共団体が、この PFI 法に基づく民間提案を、民間提案の対象となる個別の事業について募集することもできるとしている。

図表 2-1 民間提案制度の概要と根拠

項目	概要	根拠
民間提案制度	民間事業者が、公共施設等の管理者等である地方公共団体等に対し、 <u>PFIの実施方針を定めることを提案</u> することができる。	PFI法第6条第1項、PFI法施行規則第1条
民間事業者が提案に添える書類	民間事業者は、提案に際し、 <u>PFIの実施方針案や簡易なVFM等に相当する書類</u> (特定事業の案、効果、効率性に関する評価の結果を示す書類等)を添えなければならない。	PFI法第6条第1項、PFI法施行規則第1条
検討結果の通知	民間提案を受けた地方公共団体は、 <u>検討の上、遅滞なく、結果を民間事業者に通知</u> しなければならない。	PFI法第6条第2項
地方公共団体による個別の事業についての募集	地方公共団体は、PFI法に基づく民間提案を、 <u>個別の事業について募集</u> することもできる。	民間提案推進マニュアル(内閣府)

出典:「PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル(内閣府)」に基づき国土交通省作成

2.2 民間提案の活用の類型

PFI 法に基づく民間提案と、PFI 法に基づかない民間提案がある。
また、民間事業者の判断で民間提案を行う「民間発案型」と、地方公共団体が民間提案の対象となる個別の事業について民間提案を募集する「地方公共団体発案型」がある。

前頁の民間提案制度(PFI 法に基づく民間提案)のほか、先行事例では PFI 法に基づかない民間提案の活用も見られる。PFI 法に基づく民間提案は、対象事業が PFI のみであり、検討結果の通知等、法定の手続が必要であるが、PFI 法に基づかない民間提案は、対象事業や手続に法定の限定がない点異なる。

また、本手引きでは、民間提案の活用について、発案者は誰か？という観点から、民間事業者の判断で任意の事業に対して民間提案を行う場合(民間発案型)と、地方公共団体が民間提案の対象となる個別の事業について募集する場合(地方公共団体発案型)を区別して解説する。

民間提案の活用の類型は、これらの組み合わせとなるが、それ以外の方法も想定される。

図表 2-2 民間提案の活用の類型

民間提案が PFI法に基づくか？	PFI法に基づく民間提案	PFI法に基づかない民間提案
	対象:PFIのみ 手続:検討結果の通知等が必要	対象:PFI以外のPPP(包括的民間委託、DB方式、DBO方式等)も可 手続:検討結果の通知等が任意

×

民間提案の 発案者は誰か？	民間発案型	地方公共団体発案型
	民間事業者の判断で任意の事業に対して民間提案を行い、地方公共団体はそれを受ける。	地方公共団体が、個別の事業について民間提案を募集する。

2.3 民間提案の活用により期待される効果・メリット等

民間提案の活用により、例えば、創意工夫等の幅広さ・独創性や、PPP/PFI 導入までの期間短縮等の効果・メリットが期待される。

期待される効果・メリットを大きくする等の観点からは、インセンティブの付与等、民間事業者が民間提案をしやすくする工夫が重要となる。

民間提案を活用する場合、PPP/PFI の入札・公募の募集要項等(契約書案や要求水準書案を含む)の詳細を確定する前に、民間事業者の独創的で幅広い創意工夫等を柔軟に取り入れることができる。また、PPP/PFI 導入までの期間短縮等が期待できる場合もある。

一方、民間事業者において導入可能性の検討や実施方針案の作成等の負担が発生することになる。期待される効果・メリットを大きくする等の観点から、これに配慮し、優れた民間提案に対するインセンティブの付与等、民間事業者が民間提案をしやすくするよう工夫することが望ましい。

図表 2-3 民間提案の活用により期待される効果・メリット等

項目		民間提案の活用により期待される効果・メリット	民間提案の活用によらない PPP/PFI の場合
ポイント	創意工夫等の幅広さ・独創性	● 早期から民間事業者の創意工夫等を採用することにより、地方公共団体が自ら思いつかないような、民間事業者の独創的で幅広い創意工夫等を柔軟に採用	● PPP/PFI の実施方針、募集要項等の詳細が確定した後では、創意工夫等の幅広さ・独創性の採用に限界あり
	より効果的・効率的な PPP/PFI 導入	● 早期から民間事業者の創意工夫等を採用することにより、より効果的・効率的な PPP/PFI 導入	● PPP/PFI の民間事業者の選定等までに、効果的・効率的な創意工夫等を地方公共団体が採用する機会が少ない
	PPP/PFI 導入までの期間短縮等※	● 民間が実施方針策定に必要な検討を実施することで、PPP/PFI の入札・公募の準備期間短縮の可能性 ● 契約締結方法によっては、民間事業者の選定等の期間短縮の可能性	● 一般的に、導入可能性調査から事業開始まで、3年程度の期間が必要
留意点	民間事業者の負担が発生	● 民間事業者において導入可能性の検討や資料作成等の負担が発生(インセンティブ等、民間提案をしやすくする工夫も重要)	● 導入可能性調査、実施方針の策定、入札・公募の準備等、地方公共団体が実施

※ 対象事業の内容、事前調整の状況等によるため、短縮されるとは限らない

2.4 民間提案の活用に適した事業とは

先行事例によれば、民間事業者の新技术活用を期待したい領域(例えば、脱炭素、DX)、他分野との連携等において、民間提案の活用が適していると考えられる。

先行事例によれば、民間事業者の新技术活用を期待したい領域(例えば、脱炭素、DX)において、民間提案の活用が適していると考えられる。

また、上下水道以外の分野との連携や、広範な対象施設・業務範囲等が想定される場合には、民間提案の活用により、創意工夫等の幅広さや受託可能性の向上など、さらに効果的・効率的な PPP/PFI 導入を期待できると考えられる。

なお、神奈川県綾瀬市における民間提案の活用に類する官民対話方式(選抜・交渉型)の先行事例では、消化槽設置に伴う汚泥減量化と消化ガス発電について、消化施設の DB 方式と発電設備の民設民営方式を組み合わせた提案が民間事業者からあり、実現した。このように、課題解決の選択肢が多く、複数の PPP/PFI 等を組み合わせることも想定しうる場合に、民間提案の活用が適していると考えられる。

図表 2-4 民間提案の活用に適した事業(イメージ)

項目	民間提案の活用に適した事業 (イメージ)	先行事例
民間事業者の新技术活用を期待したい領域 (脱炭素、DX等)	● 脱炭素(消化ガス発電、太陽光発電、小水力発電等) ● DX(維持管理に加え、システムの新規導入や更新等) ● その他、新技术ゆえに要求水準等を想定することが難しいもの	● 広島県廿日市市:電気料金削減や脱炭素化
下水道以外の分野との連携や、広範な対象施設・業務範囲等が想定される場合	● 下水道分野以外の施設・業務等を含むもの ● 広範な対象施設・業務範囲等を想定するもの ● その他、事業規模や創意工夫等の余地が大きいもの	● 高知県須崎市:他分野の施設・業務を含む民間委託 ● 熊本県荒尾市:水道分野の広範な施設・業務等を対象とする包括委託
課題解決の選択肢が多く、複数のPPP/PFI等を組み合わせることも想定しうる場合	● PFI、DB(O)方式、民設民営方式等、選択肢が多く、組み合わせも想定しうるもの ● その他、事業規模や対象施設・業務範囲等を想定することが難しいもの	● 神奈川県綾瀬市:消化槽設置に伴う汚泥減量化と消化ガス発電 ※消化施設のDB方式と発電設備の民設民営方式

2.5 先行事例

2.5.1 広島県廿日市市(下水道分野)

広島県廿日市市は、PFI 法に基づかない民間提案の活用(地方公共団体発案型)により、電気料金削減や脱炭素化に資する民間提案を受けた。
募集テーマを広く設定し、創意工夫等の幅広さ・独創性に配慮した点、また、随意契約を前提とするインセンティブの付与により、民間提案をしやすくする(参画意欲を高める)工夫をした点が特徴である。

広島県廿日市市は、将来にわたり下水道サービスの質を維持しつつ、中長期的な効率化・経営健全化の取組を推進するため、令和 3 年度に PFI 法に基づかない民間提案を募集した(地方公共団体発案型)。その結果、6 者から民間提案があり、3 者の提案を採用した。

図表 2-5 広島県廿日市市(下水道分野)の先行事例

事前準備		民間提案	
項目	概要	民間事業者	概要
類型	● PFI法に基づかない民間提案 ● 地方公共団体発案型 ※個別の事業についてではなく、民間提案の対象等を広く設定して募集	大和リース株式会社 広島支店	ハイブリッド自家発電による電気料金の削減と脱炭素化への貢献
対象	下記のすべてを満たす民間提案 ● 事業運営の効率性向上、コスト削減が期待される ● 独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、随意契約が可能 ● 下水道施設の資産の有効活用等、情報通信技術の活用、新技術の活用等 ● 原則として市に新たな財政負担や大きな業務負担を生じさせない	株式会社プロレド・パートナーズ	PFS(成果連動型民間委託方式)を活用した公共施設維持管理費適正化支援事業
特徴	● 募集テーマを広く設定し、創意工夫等の幅広さ・独創性に配慮した ● 随意契約を前提とし、参画意欲を高める工夫をした		

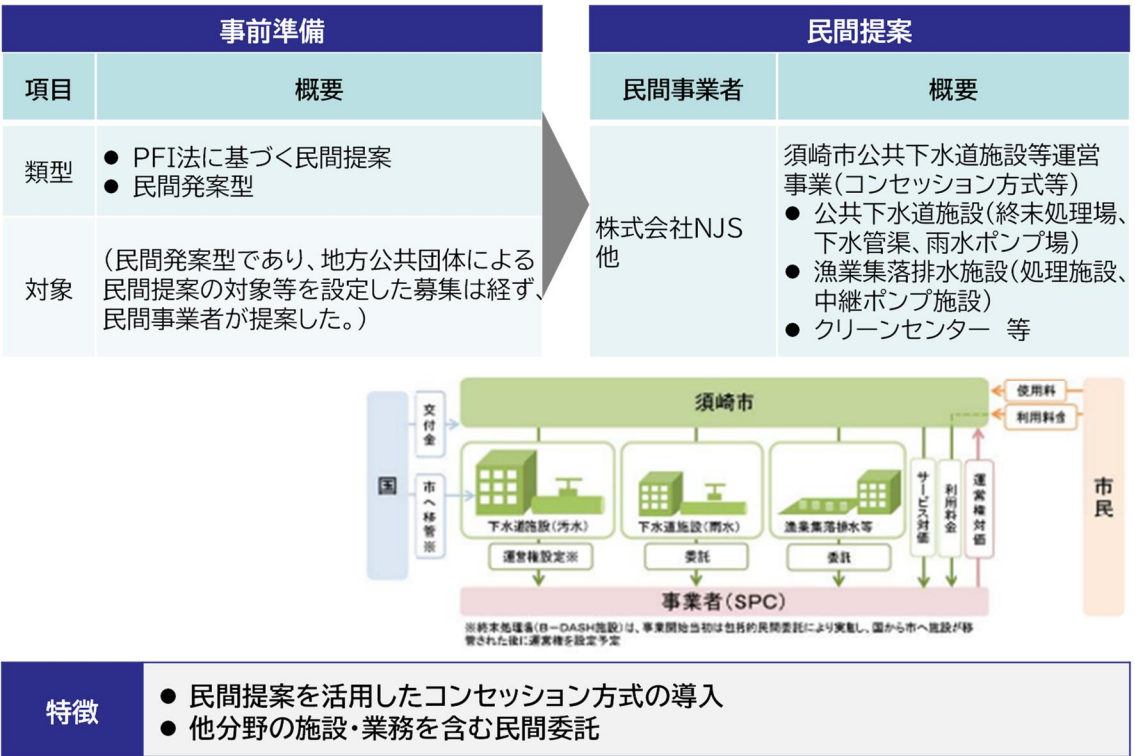
出典:広島県廿日市市ホームページに基づき国土交通省作成

2.5.2 高知県須崎市(下水道分野)

高知県須崎市は、PFI 法に基づく民間提案の活用(民間発案型)により、コンセッション方式の民間提案を受け、導入した。
他分野の施設・業務を含む民間委託となっている点が特徴である。

高知県須崎市は、人口減少や污水管整備、長寿命化対策、担当職員数の減少など様々な課題を抱え、平成 28 年度に PFI 法に基づく民間提案を受けた(民間発案型)。民間から提案されたコンセッション方式を採用し、実施方針の策定、民間事業者の選定等を経て、令和 2 年 4 月から事業を開始した。

図表 2-6 高知県須崎市(下水道分野)の先行事例



出典：高知県須崎市ホームページ、須崎市公共下水道等運営事業の事業手法及び事業化検討調査報告書に基づき、国土交通省作成

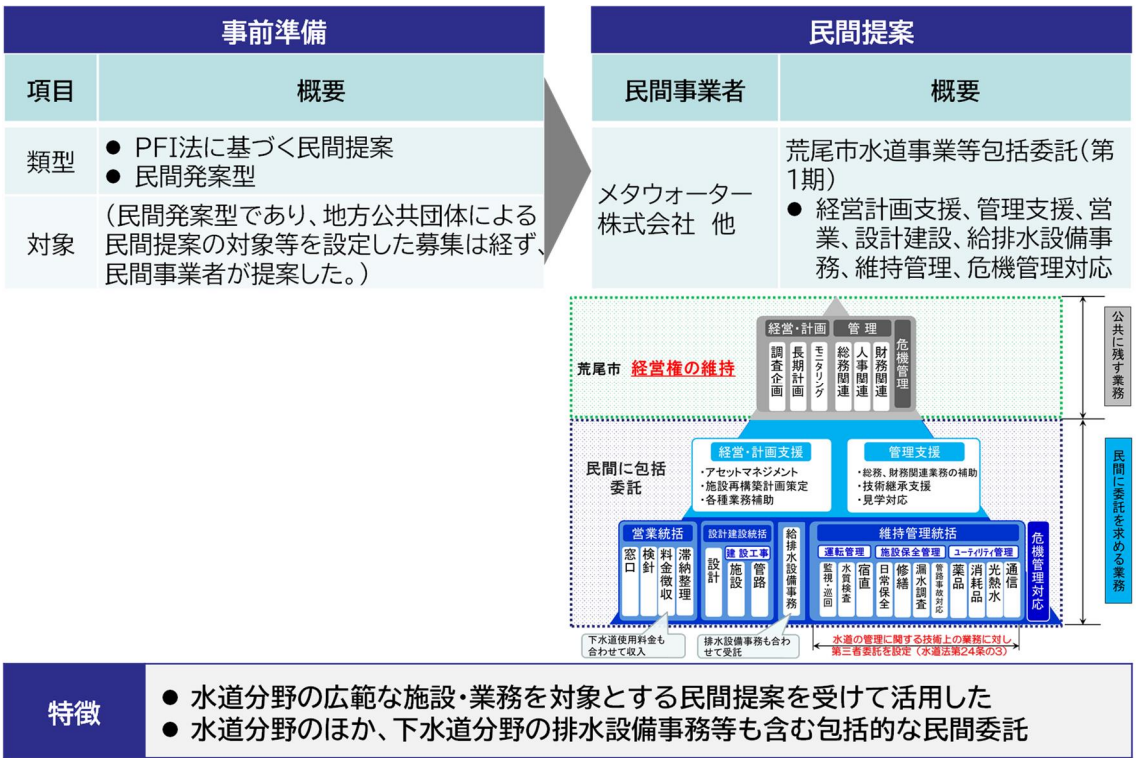
2.5.3 熊本県荒尾市(水道分野)

熊本県荒尾市は、民間提案の活用(民間発案型)により、水道分野の広範な施設・業務を対象とする民間提案を受けた。
水道分野のほか、下水道分野の排水設備事務等も含む包括的な民間委託となっている点が特徴である。

熊本県荒尾市は、職員不足等、厳しい経営状況の中、民間事業者との協定に基づく協議を経て、平成 26 年 3 月に PFI 法に基づく民間提案を受けた(民間発案型)。なお、民間提案を受けた後の検討を経て、PFI ではなく包括的民間委託となった。

平成 26 年度に包括的民間委託の実施方針を策定し、平成 27 年度に民間事業者の選定を実施し、平成 28 年度から 5 年間の事業を開始した(第 1 期)。その後、令和 3 年度から 5 年間の第 2 期を実施している。

図表 2-7 熊本県荒尾市(水道分野)の先行事例



出典: 熊本県荒尾市資料に基づき国土交通省作成

2.5.4 神奈川県綾瀬市(下水道分野)

神奈川県綾瀬市は、PFI 法に基づかない民間提案の活用(地方公共団体発案型)により、終末処理場内の污泥消化施設の整備及び民設民営による消化ガス発電事業を導入した。

神奈川県綾瀬市の公共下水道事業では、終末処理場内の污泥消化施設の整備及び民設民営による消化ガス発電事業の実施により、持続可能な下水道事業運営に向けて効率化と環境負荷軽減に取り組むこととし、令和 2 年 6 月に選抜・交渉型の官民対話方式による指名型プロポーザルを実施した。優先交渉権者を選定後、基本設計協議等を経て、令和3年11月に事業契約を締結して事業開始した。

図表 2-8 神奈川県綾瀬市(下水道分野)の先行事例

事前準備		民間提案	
項目	概要	民間事業者	概要
類型	● PFI法に基づかない民間提案 ● 地方公共団体発案型 ● 選抜・交渉型の官民対話方式を活用 ※「対話・選定プロセス運用ガイド」で解説されている。	月島機械(株) (現:月島JFEアクソリューション(株)) 他	DB方式:汚泥減量化施設(縦型ろ過濃縮機、消化槽、脱水乾燥設備) 民設民営方式:消化ガス発電設備
対象	綾瀬終末処理場の消化槽設置に伴う汚泥減量化と消化ガス発電		

特徴	● 随意契約を前提とした選抜・交渉型の官民対話方式 ● 複数のPPP/PFI等を組み合わせた提案がされた(DB方式、民設民営方式)
----	---

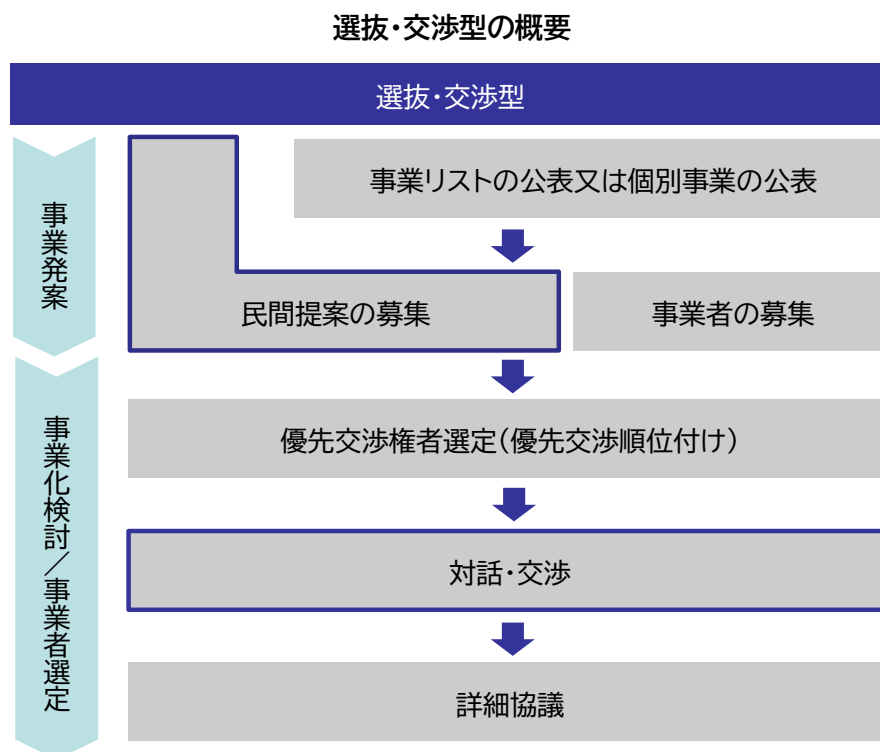
出典:神奈川県綾瀬市資料に基づき国土交通省作成

コラム①:民間提案の活用における選抜・交渉型の活用

民間提案の活用における官民対話方式として選抜・交渉型がある。競争的対話による協議を実施の上、協議が調った者と契約を締結するものである。

PPP/PFI では、必要十分な情報開示と官民対話が重要である。内閣府・総務省・国土交通省「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(平成28年10月)」(以下、「対話・選定プロセス運用ガイド」という。)では、選抜・交渉型の官民対話方式が解説されている。

選抜・交渉型の官民対話方式は、事業リスト又は個別具体的な案件を示して、民間事業者のアイデアと工夫を含む民間提案を募集し、民間提案の内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と(随意)契約する方式である。



出典:対話・選定プロセス運用ガイドから抜粋

2.5.5 (参考)先行事例のまとめ

	広島県廿日市市	高知県須崎市	熊本県荒尾市(水道)	神奈川県綾瀬市
処理区域内人口 (水道:給水人口)	約72,200人	約1,500人	約48,000人	約83,000人
類型	PFI法に基づかない 民間提案	PFI法に 基づく民間提案	PFI法に 基づく民間提案	PFI法に基づかない 民間提案
	地方公共団体発案型	民間発案型	民間発案型	地方公共団体発案型
提案した 民間事業者	6者(採用されたのは 3者)	株式会社NJS、他	メタウォーター(株)、 他	月島機械(株) (現:月島JFEアクアソ リューション(株))、他
経過	民間提案	令和3年6月 募集	平成28年6月 提出	令和2年6月 公募
	事業開始	令和5年3月※	令和2年4月	平成28年4月
事業	ハイブリッド自家発電 による電気料金の削 減と脱炭素化への貢 献※	須崎市公共下水道施 設等運営事業	水道事業包括委託	綾瀬終末処理場消化 槽設置に伴う汚泥減 量化と消化ガス発電 事業
対象施設	・廿日市浄化センター ※ ・大野浄化センター※	・公共下水道施設 ・漁業集落排水施 ・クリーンセンター等	・水道施設全体 (ありあけ浄水場を除 く)	・綾瀬終末処理場 (汚泥減量化施設、消 化ガス発電施設)
業務範囲	下水処理場への太陽 光発電設置および リース※	企画・計画、経営、運 転、維持管理、点検、 修繕	経営計画支援、管理 支援、営業、設計建設、 給排水設備事務、維 持管理、危機管理対 応	DB方式:汚泥減量化 施設(縦型ろ過濃縮機、 消化槽、脱水乾燥設 備) 民設民営方式:消化ガ ス発電設備
特徴	・募集テーマを広く設 定し、創意工夫等の 幅広さ・独創性に配 慮 ・(競争性のない)随意 契約を前提とし、参 画意欲を高める工夫 をした	・民間提案を活用した コンセッション方式 の導入 ・他分野の施設・業務 を含む民間委託	・水道分野の広範な 施設・業務を対象と する民間提案を受け て活用 ・水道分野のほか、下 水道分野の排水設 備事務等も含む包 括委託	・選抜・交渉型の活用 ・随意契約を前提とし た公募 ・複数の官民連携方 式の組合せによる事 業(DB方式、民設民 営方式)

※ 6者から民間提案があり、3者の提案を採用したが、大和リース(株)の民間提案に基づ
く情報を示す。

第3章

民間提案を活用するための具体的な手順

3.1 手順の全体像

3.1.1 手順の類型

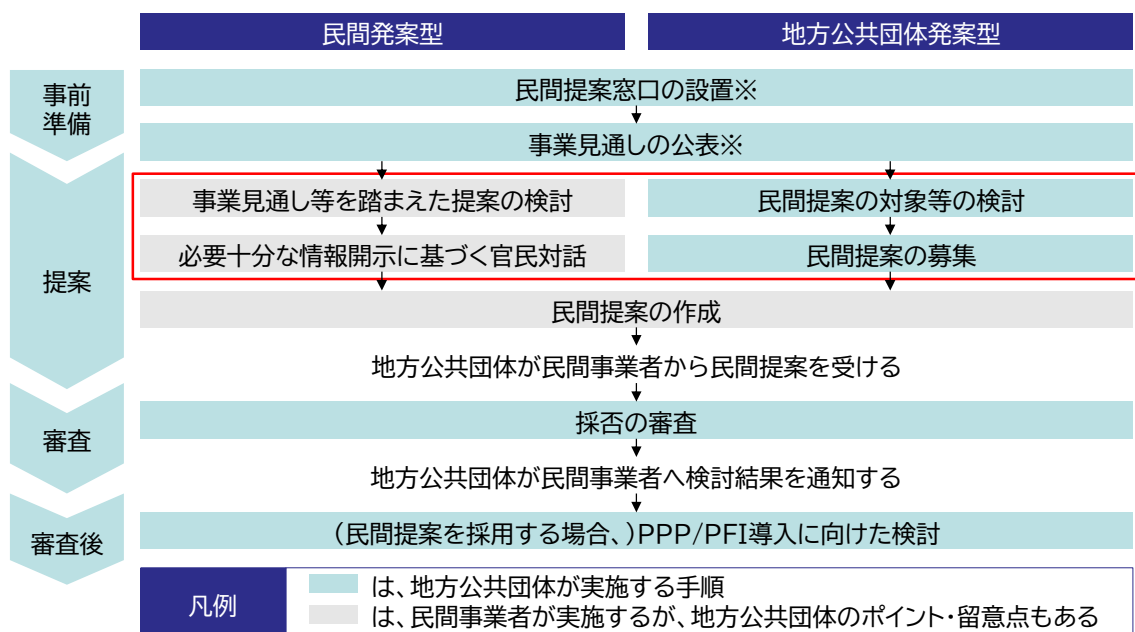
(1) 民間発案型と地方公共団体発案型

民間発案型(民間事業者の判断で民間提案を行う)と、地方公共団体発案型(地方公共団体が民間提案の対象となる個別の事業を選定し募集する)で、手順が異なる。

民間発案型は、民間事業者が、公表されている事業見通し(計画・戦略等も含む)を踏まえて民間提案をするものである。地方公共団体発案型は、地方公共団体が、民間提案の対象等を検討した上で募集し、民間提案を受けるものであり、一部手順が異なる。一方、民間事業者の民間提案の作成、地方公共団体の採否の審査等は共通する。

なお、社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等である「PPP/PFI 導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」については、「民間発案型」のみ対象となる。

図表 3-1 地方公共団体発案型と民間発案型の手順と異同



※地方公共団体発案型においては必要に応じて実施

(2) 特徴の比較

民間発案型は、民間事業者に有益な提案を促すために、可能な範囲で適切な情報開示や官民対話等が重要となる。

地方公共団体発案型は、地方公共団体が募集する民間提案の対象等を自由に設定できるため、求める民間提案を受けられるよう、先立つ検討等が重要となる。

地方公共団体発案型は、地方公共団体が民間提案の対象、提出期限、採否の審査等について自由に設定の上、民間提案の募集に際して提示する。そのため、これに先立つ検討や、民間提案の活用に向けた組織体制構築も含む環境整備等の具体的な準備が重要となる。

民間発案型では、民間提案の活用に向けた民間提案窓口の設置や民間提案を受けた場合の評価体制の整備等の環境整備に加えて、民間事業者に、有益な提案を促すために、可能な範囲で適切な情報開示や官民対話を繰り返し、十分に内容を調整すること等が重要となる。

図表 3-2 地方公共団体発案型と民間発案型の特徴の比較

	民間発案型	地方公共団体発案型
手順の特徴	● 民間事業者のイニシアティブ	● 地方公共団体のイニシアティブ
民間提案の対象	● 民間事業者が事業見通し等を踏まえて検討	● 地方公共団体が設定
民間提案の募集	● (民間事業者に有益な提案を促すため、可能な範囲で適切な情報開示・官民対話を繰り返し、内容を調整)	● 地方公共団体が設定
情報開示と官民対話	● 可能な範囲で適切な情報開示・官民対話を実施	● 募集に際し、事業見通しより詳細に情報開示 ● 官民対話で、必要に応じ、可能な範囲で適切に追加的な情報等も提供
秘密保持	● 地方公共団体の秘密保持(図面等)は、必要に応じ、民間事業者に誓約書を提出させる等 ● 民間事業者の秘密保持は、民間提案窓口で取扱いを規定する等	● 地方公共団体の秘密保持(図面等)は、民間事業者に誓約書を提出させる等 ● 民間事業者の秘密保持は、募集要項等で規定する等

3.1.2 民間提案窓口の設置

地方公共団体は、ホームページ等に、民間提案を受け取る民間提案窓口を設置し、事業見通し(計画・戦略等を含む)や連絡先を公表することが望ましい。

地方公共団体は、ホームページ等に、民間提案を受け取る民間提案窓口を設置し、事業見通し(計画・戦略等を含む)等を公表することが望ましい。なお、下水道分野においては、人口10万人以上の地方公共団体は、交付金要件化の要件を充足するために、民間提案窓口の設置が必要となる(詳細は、コラム②を参照)。また、水道分野においては、現在給水人口10万人以上で、交付金を活用して実施する事業のうち、全体事業費が10億円以上と見込まれる水道整備事業を実施する水道事業者等は、交付金要件化を充足するために、民間提案窓口の設置が必要となる。

地方公共団体は、民間事業者から連絡や相談があった場合には、可能な範囲で適切な情報開示や官民対話に努める必要がある。

また、連絡先/相談先を明示するとともに、民間提案の活用に向けた組織体制構築を含む環境整備等が重要となる。例えば、民間提案の活用に際し、複数の担当部局等を取りまとめる(連絡調整等をしながら進めていく)役割・機能が重要であり、連絡先と具体的な担当部局が異なる場合には、情報等を相互に円滑に伝達できることが不可欠である。

図表 3-3 民間提案窓口の設置(イメージ)

〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式(コンセッション、PFI、DBO、DB 等)による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- [〇〇市社会資本総合整備計画](#)
- [〇〇市公共下水道事業計画](#)
- [〇〇市下水道ストックマネジメント計画](#)
- [〇〇市下水道経営戦略](#)
- [その他](#)

}

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第6条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- [PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル\(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室\)](#)
- [国土交通省下水道部 HP \(各種ガイドライン\)](#)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電 話：***-***-****

E-mail：*****@city.*****.lg.jp

コラム②: 交付金要件化の要件充足のための「民間提案窓口の設置」

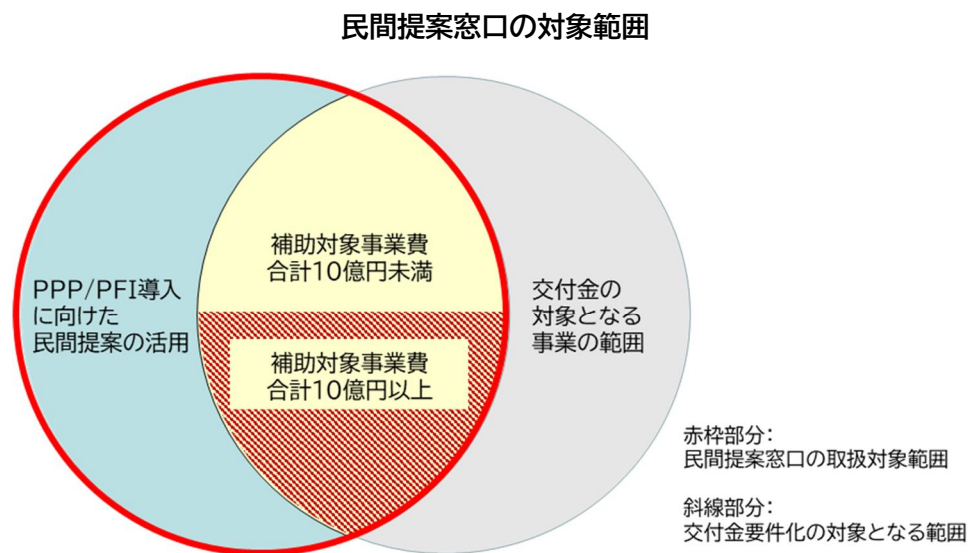
○ 民間提案窓口の設置

人口10万人以上の地方公共団体では、予算要望年度期間中に民間提案を行おうとする民間事業者の提案機会の確保が必要であり、予算要望年度の4月1日時点で 3.1.2 に示す民間提案窓口の設置が必要となる。例えば、令和5年度に行う令和6年度予算要望との関係では、令和5年4月1日に設置が必要となる。

民間提案窓口については、下水道分野専用の民間提案窓口、又は下水道分野に限らず地方公共団体の事業全般に関する民間提案窓口を設置することが可能である。後者の場合でも下水道分野の民間提案を受け取ることが対外的に明示されており、予算要望の対象となる下水道事業に関する事業見通し(又はそれに代わる計画・戦略等)がリンク等により掲載されていることで要件を充足できる。なお、民間提案窓口の設置が適切に行われているかについては、概算要求時に国土交通省により確認がなされる。

○ 民間提案窓口の対象範囲

民間提案窓口では広く PPP/PFI 全般に関する民間提案を受け取るため、PFI 法に基づく民間提案、PFI 法に基づかない民間提案の両者ともに民間提案窓口の対象範囲となる。また、交付金要件化の対象外の民間提案も民間提案窓口の対象範囲に含まれる。



交付金要件化の対象となる「補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案」(参照)以外の民間提案についても、適切に対応することが望ましい。

なお、受け取った民間提案が PFI 法に基づく民間提案の場合には、応答義務が生じることに留意が必要である。

3.1.3 事業見通しの公表

地方公共団体は、具体的な事業名、対象施設、実施時期等の事業の見通しを公表することが望ましい。
事業見通しに相当する情報として、社会資本総合整備計画等の計画・戦略等を公表することも考えられる。

地方公共団体は、今後、想定している事業等の具体的な事業名、対象施設、実施時期等の見通しについて、ホームページ等の民間提案窓口にて公表することが望ましい。なお、下水道分野においては、人口10万人以上の地方公共団体は、交付金要件化の要件を充足するために、事業見通しの公表が必要となる。また、水道分野においては、現在給水人口10万人以上で、交付金を活用して実施する事業のうち、全体事業費が10億円以上と見込まれる水道整備事業を実施する水道事業者等は、交付金要件化を充足するために、事業見通しの公表が必要となる。

事業見通しは、可能な限り具体的に、一覧等で公表することが望ましい。また、民間提案を活用したPPP/PFI導入まで3年程度は必要と想定され、また、長期の事業期間を想定した民間提案も想定されるため、10年以上の中長期的な事業見通しを公表することが望ましい。

事業見通しに相当する情報として、例えば、社会資本総合整備計画、下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画(簡略版を含む)、経営戦略等、既存の計画・戦略等を公表し、代替することも考えられる。

なお、地方公共団体は、民間提案窓口で民間事業者から連絡や相談があった場合には、可能な範囲で適切な情報開示や官民対話に努める。例えば、官民対話等の中で、追加的な情報等を求められた場合は、可能な範囲で適切に提供することが望ましい。その際、秘密保持契約(NDA)等により、情報等の使用ルール等を規定することも一案となる。

図表 3-4 具体的な検討や官民対話を進めやすくするために重要な開示情報

項目	開示する重要な情報	情報の具体的なイメージ
対象施設	● 想定する施設等(分類、位置、数量、供用開始年、処理方法・能力等)	● A施設(ポンプ設備) ● B地区(雨水管路○m) ● C地区(主要な管路)
業務範囲	● 想定する業務等(建設(新設)、改築、維持管理等)	● A施設改築、B区域幹線整備 ● 改築計画(Aセンター、B地区幹線)等
事業期間等	● 想定する事業期間や事業開始の時期(中長期的な事業見通しの公表が重要)。	● ○年度実施予定 ● 計画期間 ○年度～○年度

コラム③: 交付金要件化の要件充足のための「事業見通しの公表」

○ 事業見通しの公表による情報開示

人口10万人以上の地方公共団体は、事業見通しを公表することで民間事業者の提案機会を確保する必要があり、予算要望年度に関する事業見通しを予算要望年度の4月1日までに公表することが交付金要件化の要件充足に必要である。

ストックマネジメント計画、事業計画、経営戦略等に事業名、対象施設、事業箇所、実施時期が記載されている場合には、計画・戦略等を事業見通しとして公表することも可能である。

○ 民間提案を受けるタイミング

補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を要望年度の6月末までに受けた場合は、当該年度の9月末までに採否の審査を実施し、不採用の場合、12月末までに国土交通省による検証(コラム⑧)を経る必要がある。

要望年度の4月1日までに事業見通しの公表が行われている事業のうち、既に詳細設計が実施されている事業については、交付金要件化の対象とならない。一方、同年の6月末までに民間提案を受けた場合には、翌年度に詳細設計実施予定の場合であっても、民間提案の採否の審査を行う必要がある。また、同年の7月以降に受けた民間提案については、翌年度の予算要望に係る民間提案に位置付けられる。そのため、翌年度に詳細設計を実施する場合には、着手済みの事業に対する民間提案となり、交付金要件化の対象とはならない。一方、翌々年度以降に詳細設計を実施する場合は、来年9月末までの採否の審査が必要となる。

4月1日までに事業見通しが公表されていない事業については、翌年度に実施する事業としては交付金の要件を満たさないことになるため、交付金要望を前提とする場合には、翌々年度に実施することを想定し、時期の調整を図ることが必要である。

事業見通しの公表と民間提案を受けるタイミング等

事業見通しの公表状況	民間提案の時期		対応
要望年度4/1までに見通し公表済みの事業 ※1、2	- 要望年度以前に詳細設計実施済みの事業 - 要望年度にて詳細設計実施予定	6月末以前に民間提案を受け取る	民間提案検討要件の対象外(民間提案を受け取らない)
		7月以降に民間提案を受け取る	民間提案検討要件の対象(9月末までに採否の審査)
			【翌年度 詳細設計実施予定の場合】 - 民間提案検討要件の対象外 【翌々年度以降 詳細設計実施予定の場合】 - 民間提案検討要件の対象(翌年9月末までに採否の審査)
要望年度4/1までに見通し未公表の事業 ※1、2	民間提案の有無に関わらない。		交付金を活用して実施する下水道事業の予定があれば、事業開始時期を調整等のうえ、翌年4月1日までに見通しを公表

※1 要望年度: 国庫補助要望を行う年度

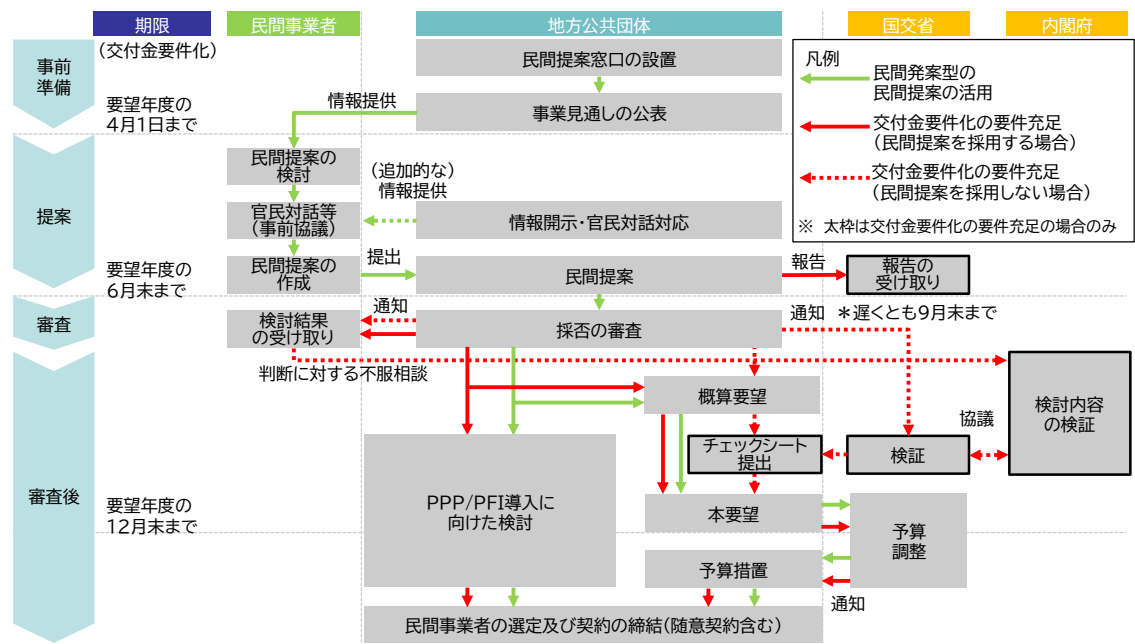
※2 要望年度の4月1日までに、対象事業の事業見通しを公表することが要件化されている。

3.1.4 民間発案型の手順(概要)

民間発案型の手順は、民間事業者が、事業見通し(計画・戦略等も含む)等を踏まえ、民間提案の対象等を検討する点、また、地方公共団体と提案しようとする民間事業者が、官民対話等を経て、内容を調整の上、民間事業者が民間提案を作成等する点で、地方公共団体発案型と異なる。

民間発案型では、地方公共団体発案型と異なり、民間提案の対象等だけでなく、提案を受ける時期も含め、提案しようとする民間事業者と十分に調整等する必要があり、民間事業者に、有益な提案を促すためにも、可能な範囲で適切な情報開示や官民対話を繰り返すことが重要となる。なお、令和 5 年度から、人口 10 万人以上の地方公共団体は、交付金要件化との関係も考慮の上、スケジュールを設定する必要がある。

図表 3-5 民間発案型の手順(概要)



先行事例①：民間発案型の手順(高知県須崎市、熊本県荒尾市)

民間発案型では、地方公共団体と民間事業者の事前協議の中で適時適切に民間提案の内容の具体化を図っていくことが必要であり、地方公共団体において民間提案の活用に向けた組織体制の構築等に時間を要することも想定されるため、適切なスケジュール設定が重要となる。

○ 高知県須崎市の先行事例

高知県須崎市では、平成28年度に民間提案の打診が行われ、事前協議を経て同年6月にPFI法に基づく民間提案が行われた。その後、民間事業者から提案された事業内容やその手法等の適切性の検討、実施方針策定の要否の判断、実施方針・要求水準等の検討、民間事業者の募集と選定、事業化に向けた具体的な検討調査について、外部コンサルタントへ委託し、平成29年6月に検討結果を通知し、平成30年2月に実施方針の公表、同年8月に募集要項等の公表に至った。

同事例では事前協議期間が比較的短いが、これは平成26年度に実施されていた「下水道施設の更新・包括的運営管理に係る検討調査」を受けて、民間提案の検討がなされており、事前に課題等の共有が行われていたためである。

○ 熊本県荒尾市の先行事例

熊本県荒尾市では、平成24年度にDBOにより、ありあけ浄水場の供用が開始された。これに伴い、受託者である民間事業者に対して市の抱える課題の共有が行われ、同年度には民間事業者とPPP/PFI導入可能性協議を開始し、平成25年度に「官民連携手法の検討に関する協定書」が締結された。民間提案については、市内部での委員会で3か月ほど精査した後に、平成26年7月に正式に受理された。その後、実施方針の公表に先立ち、同年10月に採用通知、平成27年3月に実施方針公表、同年7月に募集要項等が公表された。

	情報開示・官民対話、 民間提案の作成等	採否の審査	PPP/PFI導入に向けた検討
高知県 須崎市	3か月 事前協議：H28.4～6 民間提案の作成：3か月	1年1か月 検討結果の通知(発送)：H29.6	1年3か月 実施方針：H30.2 募集要項等：H30.8 事業開始：R2.4
熊本県 荒尾市	2年間 事前協議：H24～26.7 民間提案の作成：9か月	4か月 検討結果の通知(発送)：H26.10	10か月 実施方針：H27.3 募集要項等：H27.7 事業開始：H28.4

コラム④:民間提案の活用と交付金要件化

○ 交付金要件化の要件

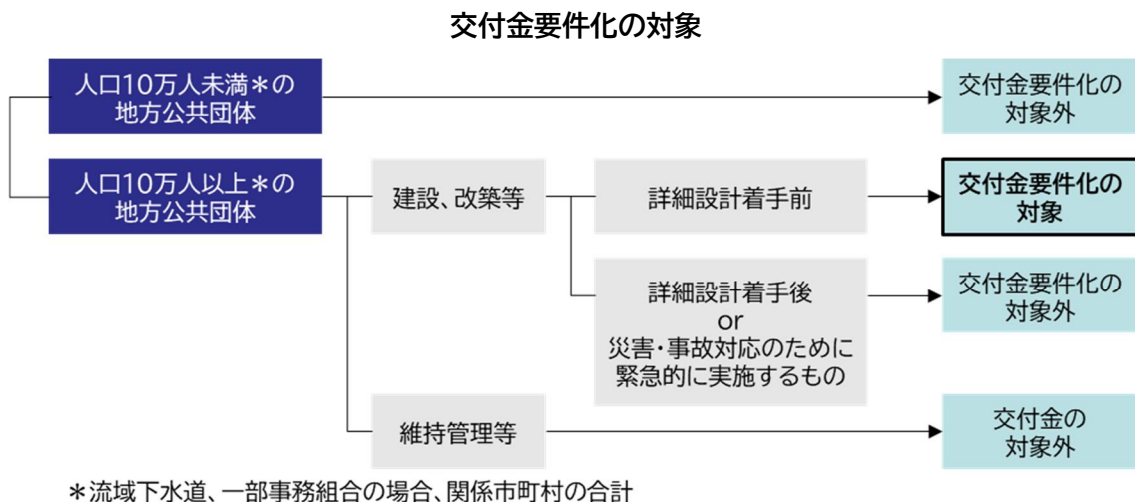
交付金の交付に際し、PPP/PFI 導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件を充足する必要がある。対象は、人口10万人以上の地方公共団体等である。なお、流域下水道や一部事務組合の場合、関係する市町村の合計人口が10万人以上となる。

具体的には、交付金を活用して下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合に、

- 「PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、」(コラム②)
- 「国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。」(コラム③)、
- 「その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合
には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。」(コラム⑥)
- 「一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。」(コラム⑧)である。

○ 交付金要件化の対象

上記要件については、新たに着手する事業について必要とされるところ、着手については、詳細設計が要望年度までに実施されているか否かで判断される。



まとめると、上図の交付金要件化の対象に該当する場合、要件充足には、まず、①民間提案窓口の設置、②事業見通しの公表が必要となる。次に、民間提案を受けたら、採否を審査し、③適切な民間提案の採用、又は、④不採用の判断について合理的理由があることを示すことが必要となる。③と④は、補助対象事業費が10億円以上の場合に限られる。

なお、補助対象事業費が10億円未満の場合も、適切な審査がなされることが望まれる。

3.1.5 地方公共団体発案型の手順(概要)

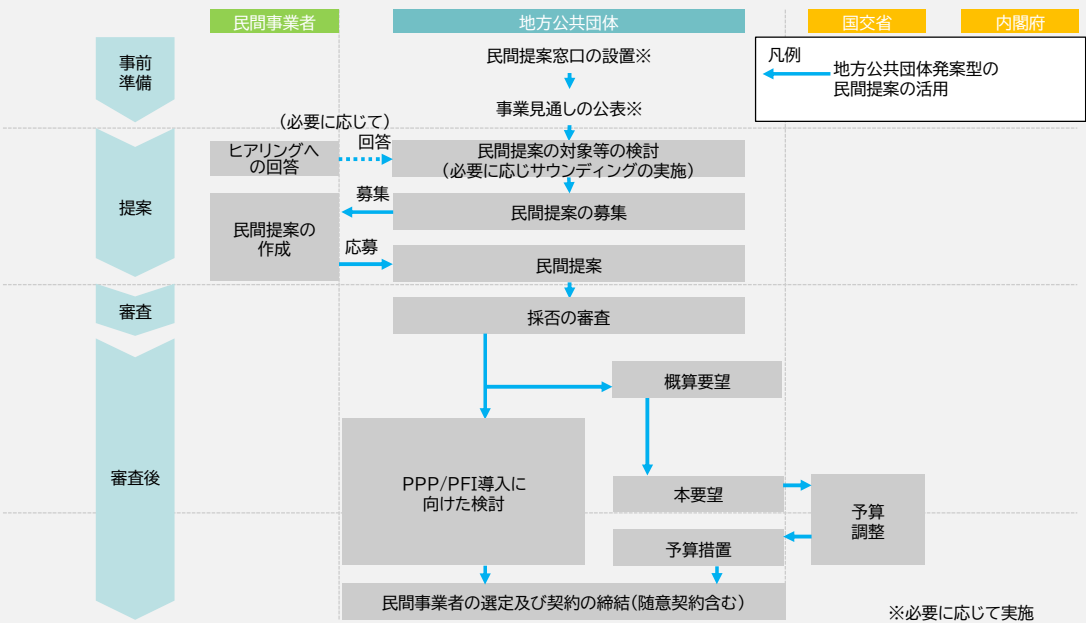
地方公共団体発案型の手順は、民間提案の活用に向けた組織体制構築も含む環境整備等の具体的な準備、民間提案の対象等の検討、募集、採否の審査となる。

地方公共団体発案型では、地方公共団体が、PPP/PFI で解決したい課題等を踏まえて、民間提案の対象等を検討する。その際、サウンディング等により、解決したい課題に対して民間事業者が提案できるノウハウ等の有無、参画意欲の有無・程度等を確認することも有効である。

次に、民間提案の募集では、想定される事業規模や、求めたい民間提案の内容等も踏まえつつ、民間事業者の民間提案作成や、地方公共団体の採否の審査等に必要期間を考慮したスケジュールを設定する。

民間提案を受けた場合、採否を審査する。審査後、民間提案を採用する場合、PPP/PFI 導入に向けて、さらに民間事業者との契約締結までに必要な手続等を進めることとなる。

図表 3-6 地方公共団体発案型の手順(概要)



先行事例②:地方公共団体発案型の手順(神奈川県綾瀬市、広島県廿日市市)

先行事例では、募集や採否の審査の期間は、3～4か月程度である。一方、民間提案を採用し、PPP/PFI 導入に向けた検討を進める期間は、内容により、長短がある。

○ 神奈川県綾瀬市の先行事例

神奈川県綾瀬市では、平成30年8月に下水汚泥を利用したバイオガス発電及び太陽光発電による下水道事業の安定化という構想が民間事業者より打診された。その後、勉強会を開催し、検討を進めた結果、終末処理場内の汚泥消化施設の整備、及び同施設で発生する消化ガスを利用した民設民営の発電事業の実施により、汚泥処分費の削減及び収益源の確保を図ることとした。

これを受け、令和2年6月に実施要領を作成し、選抜・交渉型の官民対話方式によるプロポーザルへの対応を指名事業者に依頼し、同年9月に民間提案の提出を受け、同年11月に優先交渉権者を決定した。その後、令和3年1月に基本協定を締結し、事業者との基本設計協議を行い、同年11月に事業契約を締結した。

○ 広島県廿日市市の先行事例

広島県廿日市市では、令和2年10月に行政経営改革推進課で全行政分野を対象として民間提案の仕組みを導入した。これを受け、経営健全化を課題としていた下水道事業においても、令和3年3月、独自に民間事業者の自由なアイデアを取り入れる民間提案の募集をすることについて決定し、同年6月に民間提案の募集を行った。

その後、令和3年8月に民間提案の提出を受け採否の審査を行い、同年10月に検討結果を公表、同年11月に協定が締結された。その後、各民間提案の事業化に向けた検討が行われ、①「小売電気事業者の選定と価格交渉に特化した電力最適購入」は令和4年2月に、②「ハイブリッド自家発電による電気料金の削減と脱炭素化への貢献」は同年9月に契約締結に至った。

	民間提案の 対象等の検討	民間提案の 募集	採否の審査	PPP/PFI導入 に向けた検討
神奈川県 綾瀬市	1年11か月 構想の打診:H30.8	4か月 民間提案の募集:R2.6	3か月 民間提案:R2.9 民間事業者選定:R2.11	1年1か月 契約締結:R3.11
広島県 廿日市市	4か月 実施決定:R3.3	3か月 民間提案の募集:R3.6	3か月 民間提案:R3.8 検討結果公表:R3.10	5か月～1年間 契約締結①:R4.2 契約締結②:R4.9

3.2 民間発案型の具体的な手順

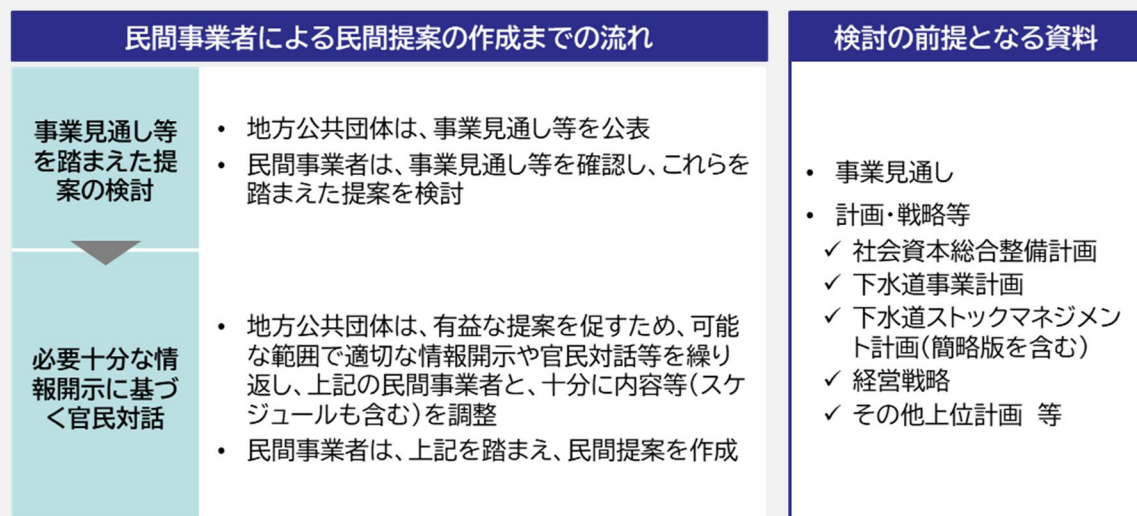
3.2.1 事業見通し等を踏まえた民間提案の検討 民間事業者の実施内容

民間事業者は、地方公共団体が公表した事業見通し(計画・戦略等も含む)等を踏まえ、民間提案を検討する。

民間事業者は、地方公共団体が設置した民間提案窓口で公表している事業見通し等を踏まえ、民間提案を検討する。受付窓口が未設置の地方公共団体への民間提案も可能であり、地方公共団体が公表している経営戦略やストックマネジメント等の資料を参考に民間提案を計画することも考えられる。

また、各地方公共団体ホームページ等で示されている計画等に限らず、必要に応じて地方公共団体へ情報開示を求めることも可能であり、官民対話等も行いながら地方公共団体と十分に内容を調整することが望ましい(詳細は 3.2.2 を参照)。

図表 3-7 民間事業者による民間提案の検討と地方公共団体の情報等



コラム⑤:ウォーターPPPと民間提案

水道、下水道及び工業用水道分野において、コンセッション方式と、同方式に準ずる効果が期待できる管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)を総称するものとして、令和5年6月2日に公表された「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」の中で、新たに「ウォーターPPP」が位置づけられた。ウォーターPPPの導入に興味を持ち、検討を行おうとする地方公共団体に対し、民間事業者が対話をしながら適切な民間提案を行うことにより、ウォーターPPPの導入検討が官民双方 Win-Win の関係で促進されることが期待される。一方で、民間提案においても、ウォーターPPP導入に向けて必要不可欠な検討については漏れなく実施し、その説明責任が管理者にあることに留意する必要がある。

○ レベル3.5における対象施設・業務範囲の検討

レベル3.5における、対象施設・業務範囲の設定について、少なくとも一つの処理区を選択し、一旦すべての施設・業務を念頭に検討を開始することとされている。また、対象施設・業務範囲がすべての施設・業務でない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。これは、レベル3.5の民間提案を採用する場合でも同様であり、民間提案において一部施設・業務を対象外とする客観的事由の存否が検討されていても、地方公共団体として客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

○ 民間提案内容がレベル3.5である場合のポイント

全施設・業務を対象としたレベル3.5の民間提案に対しては、該当処理区にて提案内容に基づくレベル3.5の導入が適切であれば、当該民間提案を採用することが考えられる。一方、地方公共団体の事情等により当該民間提案に基づくレベル3.5の導入が困難である場合、不採用とする合理的理由の整理が必要である。また、全部ではなく一部の施設・業務を対象とするレベル3.5の民間提案については、当該民間提案を採用する場合、別途地方公共団体としての客観的事由の整理が必要となる。

	採用	不採用
レベル3.5(全施設・業務)の民間提案	レベル3.5の導入が適切な場合には民間提案を採用	
レベル3.5(一部施設・業務)の民間提案	採用に際し、該当処理区についてレベル3.5の導入検討(客観的な情報整理)が必要※	不採用の合理的理由が必要

※事前協議において、処理区内の全施設・業務を対象とする検証協力を民間事業に求めることも考えられる。

3.2.2 民間事業者への情報開示と官民対話等

(1) 地方公共団体への事前協議 民間事業者の実施内容

民間事業者は、検討した民間提案の素案をもとに、地方公共団体と協議する。地方公共団体が想定している事業見通し等と照らし合わせ、実現可能性を含めて情報開示と官民対話等を繰り返し、十分に内容を調整することが望ましい。

事前協議では、確実かつ効果的な民間提案を行うために、民間提案の対象とする個別の事業や想定する事業内容等について地方公共団体との調整を行うことが望ましい(図表 3-8)。

地方公共団体の上位計画や当該事業に関する今後の計画等を踏まえ、民間提案の内容が計画に合致するか、実現可能性があるか等を協議することが重要である。民間提案の素案を元に民間提案の対象とする事業、事業の方向性を共有し、地方公共団体のニーズを把握することで、より効果的な民間提案が可能となる。

地方公共団体へ事前協議を依頼する際は、地方公共団体の設置する民間提案窓口へ連絡することが考えられる。未設置の場合には、民間提案の対象となる個別の事業で想定される担当部局へ相談すること等も想定される。

事前協議の際、類似の民間提案や PPP/PFI を用いた事業の先行事例を紹介することで地方公共団体における理解が進むことが期待される。また、具体的な検討に向けて民間提案の対象となる個別の事業や施設等に関する追加の資料が必要となる場合には、協議内容を踏まえて追加資料の開示を依頼することもある。

図表 3-8 地方公共団体との協議のポイント・留意点

項目	ポイント・留意点
対象施設 業務範囲 事業期間等	・ 対象施設、業務範囲、事業期間等について、現状の地方公共団体の計画等を踏まえ、実現可能か(問題がないか)
事業類型	・ PFIの場合、独立採算型、混合型、サービス購入型等の類型想定について問題がないか
許認可	・ 許認可が関係する事項等がないか(コンセッション方式の事業実施等)
スケジュール	・ 提案するスケジュール等が、地方公共団体のPPP/PFI導入に向けた準備のための期間等を適切に確保できるものか
期待される効果・メリット	・ 期待される効果・メリット等について、民間事業者と地方公共団体の認識が大きく異なるか ・ 民間提案の中で定量的な効果の提示を想定する場合、PSC等の想定に必要な情報提供を依頼する



(2) 民間事業者から事前協議を受けた場合の地方公共団体の内部調整

地方公共団体は、民間事業者から民間提案を行う意向が示された場合は、民間提案を受け取る準備として事業内容や手続き面での調整を綿密に進めることが望ましい。

地方公共団体は、民間事業者から民間提案を行う意向を示された場合には、事前協議等の対応を行うほか、民間提案を受け取る準備を進めることが望ましい。具体的には、民間提案を受けた後の流れの確認・検討、提案内容に関する採否の審査体制の構築等の組織体制の調整を行うことが考えられる。

なお、人口10万人以上の地方公共団体においては、交付金対象事業を含む民間提案を受け際には受け取り時期に留意する必要がある（3.1.4を参照）。庁内調整等含め対応可能な期間かを判断し、民間事業者と民間提案の受け取り時期の調整を行うことが望ましい。民間提案を受け取った後の流れや内部の審査体制等については及び図表3-11、3-15が参考になる。

図表 3-9 民間提案を受けるまでの調整等

民間提案を受けるまでの準備		ポイント・留意点
民間提案窓口の設置等	・（未設置の場合）民間提案窓口をホームページ等に設置 ・事業見通しを公表 ・必要十分な情報開示、官民対話等の進め方を確認	民間事業者への情報開示について ・官民対話等も通じて、民間事業者から追加的な情報開示を求められた場合、内部調整の上、適切に情報開示することが望ましい（必要に応じて、秘密保持契約締結等も検討）
民間提案を受けた後の流れを確認・検討	・（調整済みの）民間提案を受けた後の流れを確認・検討 ・想定する民間提案に対応する担当部局等を設定	スケジュールの調整について* ・民間提案を受ける時期、想定される事業開始の時期・理由等、スケジュール関係も官民対話等の中で十分確認・調整することが望ましい
採否の審査体制の構築等	・民間提案の採否の審査体制を構築 ・必要に応じて外部の有識者や専門家等の活用も検討 ・民間提案を採用する場合の追加的な検討やPPP/PFI導入に向けた体制等を検討	予算確保について ・外部の有識者や専門家等の活用も含め、PPP/PFI導入に向けて、必要な予算があれば確保する

* 人口10万人以上の地方公共団体は交付金要件化に留意する必要がある



先行事例③：民間提案の活用に向けた組織体制構築（民間発案型）

民間発案型は地方公共団体発案型の民間提案と異なり、地方公共団体で事前に民間提案の内容、事業の実施スケジュール等の見通しを立てることが難しい。そのため、民間提案に関する事前協議や実際に民間提案を行う意向が示された段階において、提案内容に応じて現実的な組織体制を検討することになる。

○ 高知県須崎市の先行事例

高知県須崎市では、民間事業者より公共施設等運営事業（コンセッション方式）が提案された。コンセッション方式を実施するにあたり、対象施設、業務範囲等の適切性評価には専門的な知見が必要とされ、民間提案に対する審査段階から外部コンサルタント等を活用して体制を整備している。

○ 熊本県荒尾市（水道事業）の先行事例

熊本県荒尾市では、荒尾市水道事業に関する建設業務、維持管理業務だけでなく計画業務等を広く含む包括委託が提案された。民間提案に対する評価については直営職員で実施し、採用するか否かについては市長部局の行政経営会議にて意思決定している。

その後の PPP/PFI 導入に向けた追加検討及び事業（包括委託）の入札・公募段階においては、外部コンサルタントを活用して各種検討を実施している。

		高知県須崎市	熊本県荒尾市（水道分野）
処理区域内人口		約1,500人	約48,000人
民間提案を受けた PPP/PFI等		コンセッション方式等	包括委託
民間提案の活用に向けた職員体制 ※1		3名	4名
担当部局		建設課 （協議：農林水産課/環境保全課/総務課）	企業局総務課/企業局建設課
意思決定 ※2		庁議	行政経営会議（市長部局）
外部活用	採否の審査前	● 民間提案の内容の適切性についての検討支援 ● 実施方針の策定の要否についての検討支援	- （直営）
	採否の審査後	● 実施方針・要求水準等の検討支援 ● PPP/PFI導入に向けた具体的な検討支援	● PPP/PFI導入に向けた詳細の検討支援 ● 民間事業者の選定等支援

※1 採否の審査の職員数は含まない

※2 民間事業者の選定等はPPP/PFI手法選択G/L等を参照

3.2.3 民間事業者の民間提案の作成等 民間事業者の実施内容

地方公共団体と事前協議した内容等をもとに、具体的な民間提案を作成する。
民間提案に際し、求められる資料の種類は、3.2.5(1)①民間提案の受け取り可否の確認に記載の審査項目に相当する資料を作成することを基本とする。

地方公共団体との事前協議を踏まえ、提案書を作成する。その際、募集要項等がないため提案書に記載する項目及びどこまで詳細な記載をするか等については民間事業者の自由となるが、受け取った地方公共団体の作業事務軽減のために、基本的にはPFI法第6条の民間提案に相当する内容とすることが望ましい。

地方公共団体と事前協議をしていたとしても、地方公共団体が民間提案を受けた後に適切な組織体制の構築、採否の審査、採用する場合の追加的な検討等を実施していくことが見込まれるため、PPP/PFI導入までには相応の時間を要することが考えられる。

民間提案を受けた地方公共団体が、議会・住民等や内部への説明に必要となる情報等も含め、追加的に検討することになる内容の根拠となる資料等(例えば、導入可能性調査や基本設計に類するもの)についても、民間事業者が検討し、情報提供すると、円滑かつ適切な民間提案の採用につながりやすいと考えられる。

図表 3-10 民間事業者の民間提案の作成等

	民間事業者(提案書作成時)	地方公共団体(提案書の受け取り後)
主な作成書類	【民間提案の提出時】 (書類例) ✓ 提案書	【民間事業者の募集(もしくは実施方針)時】 (書類例) ✓ 募集要項 ✓ 要求水準書 ✓ 要求水準書別紙 ✓ 契約書案 ✓ 総合評価項目 等 【特定事業の選定時】 ✓ 特定事業の選定結果(VFM含む)
検討事項	【民間提案に記載する項目の内容】 ①特定事業の案 ✓ 公共施設等の種類 ✓ 公共施設等の設置に関する条件 ✓ 公共施設等の概要 ✓ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要 ✓ 想定する事業スキーム ✓ リスク分担 ②特定事業の効果(簡易VFM) ③特定事業の効率性に関する評価の仮定及び方法	【導入可能性調査に類似する検討・評価】 (検討事項例) ✓ 事業概要 ✓ 事業方式・スキーム ✓ 対象施設 ✓ 対象業務 ✓ 事業スケジュール ✓ 募集・選定に関する事項 ✓ 要求水準 【基本設計に類似する検討・評価】 (検討事項例) ✓ 対象施設・設備 ✓ 適切な処理方式等 ✓ 整備対象範囲 ✓ 整備機器の選定 ✓ PSC算定の基礎となる概算金額に関する検討

 民間事業者の提案【最小】
 民間事業者が情報提供することも想定される【最大】



3.2.4 採否の審査及び採用後の検討

地方公共団体は、民間提案を受けた後、民間提案に対して採否の審査及び採用後の検討を実施する。

民間提案を提出する時期、提案する事業内容は基本的に民間事業者の裁量で自由に設定できるため、地方公共団体は、民間提案の受け取り時の状況に応じて適切に対応する。

地方公共団体発案型で民間提案を募集する場合と異なる事項としては、対応にかかる期間が長期化しやすい点が挙げられる。例えば、民間提案を受け取ってから採否の審査や追加的な検討のための組織体制を構築したり、予算を確保したりすることになるため、実際の採否の審査や追加的な検討が翌年度以降になること等が考えられる。そのため、地方公共団体は民間事業者と採否の審査や追加的な検討にどの程度の時間を要するのか等についてのコミュニケーションを取りながら民間提案への対応を進めていくことが望ましい。

民間発案型の民間提案を受けた後、採否の審査及び採用後の検討を実施する。

採否の審査を完了したら、遅滞なく、検討結果を民間事業者に通知する。

図表 3-11 採否の審査以降の手順等

民間提案を受けた後の流れ			検討時期
採否の審査 (3.2.5)	提案の受領可否の確認	提出された提案に対し、募集要項等の記載を満たすかどうか確認	民間提案を受けた後、速やかに(検討結果は遅滞なく民間事業者あて通知する)
	民間提案の採否の審査	- 民間提案を採用できるか審査 - 募集要項等で設定・公表した随意契約や審査・選定上の加点措置が相応しいか検討	
	追加的な検討の要否等の検討	採用する民間提案(対象施設、業務範囲、事業期間、効果、リスク分担、契約締結の方法、実施体制等)について、追加的な検討の要否等を検討	
採用後の検討 (3.2.6)	追加的な検討の実施	- 採用する民間提案(対象施設、業務範囲、事業期間、効果、リスク分担、契約締結の方法、実施体制等)について、追加的な検討を実施 - PPP/PFI導入に向けた、契約書案、要求水準書案作成等の準備	採用(一部採用を含む)の場合、PPP/PFI導入に向けた入札・公募等までに
	入札・公募の検討	追加的に検討した結果等もふまえ、PPP/PFI導入に向けた入札・公募について具体的に検討	
	民間事業者のインセンティブを検討	優れた民間提案について、随意契約や、審査・選定上の加点措置等の可能性を検討	

コラム⑥: 交付金要件化の要件充足のための「適切な提案の採用」

○ 適切な提案の採用とは？

人口10万人以上の地方公共団体は、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受けた場合、適切性を検討の上、適切なものは採用することが、交付金要件化の要件を充足するために必要となる。

採否の審査は、3.2.5と同様の基準で実施する。また、体制については、外部の有識者や専門家等を活用するか、地方公共団体の判断(任意)である。外部の審査委員等の活用は必須ではない。

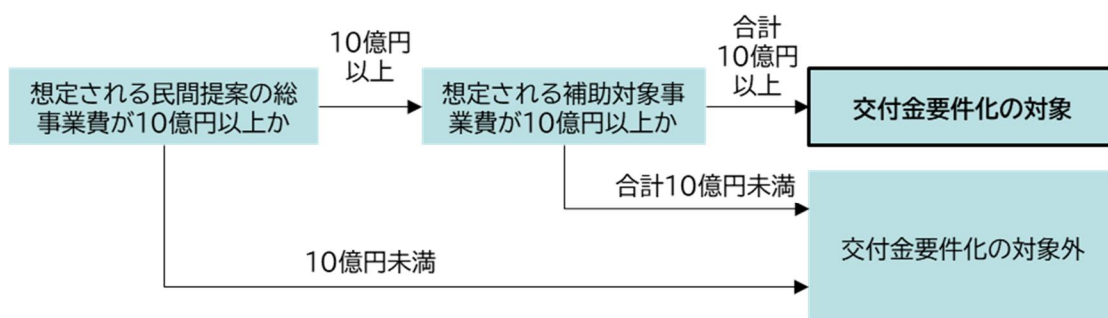
また、該当する民間提案の全てに対して適切に審査が行われているかを検証するため、国土交通省による不採用の場合の報告(コラム⑦)とは別に、該当する民間提案を受けた場合には、審査前に直ちに国土交通省に対して報告をすることが必要である。

○ 補助対象事業費の判断基準

上記の通り、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受け取った場合には、もれなく直ちに国土交通省に報告する必要がある。そのため、民間提案窓口を担当する部局においては、事業費見込み額を意識する必要がある。また、採否を検討する部局や下水道事業を担当する部局と民間提案窓口の担当部局が異なる場合には報告や連携方法等についても事前に調整をしておくことが望ましい。

なお、補助対象事業費の見込み額については、地方公共団体において実施予定の事業費の見込み額ではなく、民間提案に記載されている事業費の見込み額を基に判断する。また、事業費全体ではなく、補助対象となる事業の事業費を基に判断を行う。

事業費の判断フロー





先行事例④:PPP/PFI 導入に向けた追加的な検討(高知県須崎市)

民間発案型の民間提案はできる限り、事前協議の段階で地方公共団体の要望等を伝える等、擦り合わせをしておくことが望ましい。しかし、民間発案型の主導は民間事業者であるため、民間提案の内容が地方公共団体の想定とは異なっていたり、結論への根拠が不明確である可能性があり、必要に応じて追加的な検討をすることが想定される。

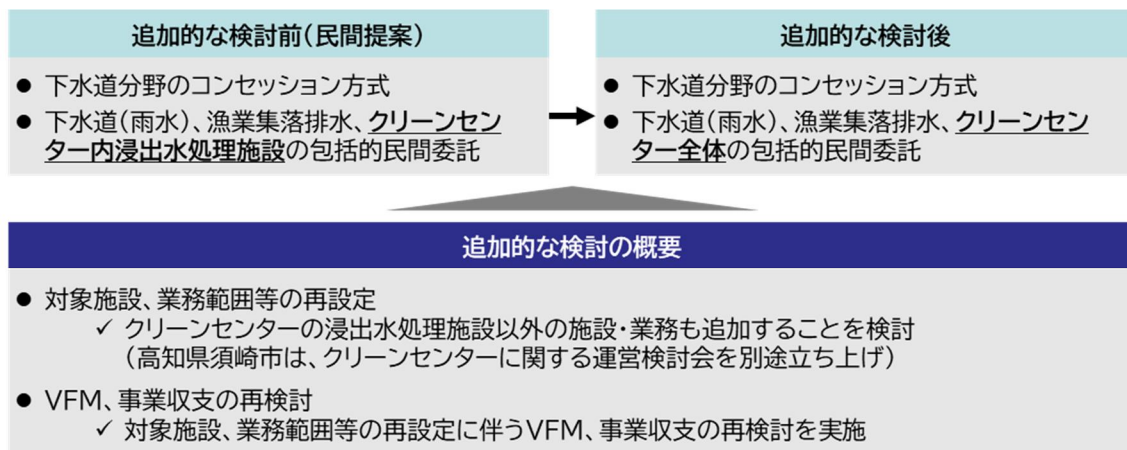
○ 高知県須崎市の先行事例

高知県須崎市では、民間発案により下水道事業の公共施設等運営事業(コンセッション方式)に加え漁業集落排水、クリーンセンター等の包括委託を含む広範囲かつ多様な検討を含むPFI法に基づく民間提案がされた。そのため、公共施設等運営権の設定範囲(対象施設・業務範囲)、官民リスク分担、事業収支(運営権対価等)、発注・契約方法等の精査などが追加的な検討の主要な対象となった。

○ 外部コンサルタントの活用

高知県須崎市では、民間事業者から提案された事業内容及びその手法等の適切性の検討精査、実施方針策定の要否判断ならびに実施方針・要求水準等の検討、民間事業者の募集と選定、及び事業化に向けた具体的な検討調査について、外部コンサルタントへ委託した。

高知県須崎市における提出された民間提案に対する追加検討の例



出典:高知県須崎市資料等に基づき国土交通省作成



3.2.5 採否の審査基準等

(1) 審査項目

① 民間提案の受け取り可否の確認

募集要項等が明確で、必要十分な情報開示や官民対話等にもかかわらず、形式的な不備等がある民間提案は受け取らないことができる。

地方公共団体が民間提案を受け取る際、募集要項等で明確にして求めた内容等に不備等がある場合、民間提案を受け取らない、もしくは修正等(例えば、追加的な検討や資料の提出)を求めることが考えられる。なお、この点について、募集要項等で公表しておくことが望ましい。

PFI法に基づく民間提案の場合、PFI法で規定されるPFIの実施方針(特定事業)の案、効果・効率性に関する評価の結果を示す情報等が必要である。

図表 3-12 民間提案を受け取る際に確認すること(一例)

確認項目	具体的な記載項目(一例)		参考	
基本的な情報があるか	事業の名称	-	PFI法に基づく民間提案の場合、提出が必要となるものに留意	
	民間事業者の情報	代表 代表以外		
	連絡先	企業名、担当者、連絡先等		
民間提案の活用によるPPP/PFI導入の観点から、検討を進められる情報があるか	公共施設等の種類	-		
	公共施設等の設置に関する条件	設置場所 必要な敷地面積 敷地の確保方法		
		公共施設等の概要		施設の概要 施設整備のために実施する業務内容
				公共施設等の維持管理・運営業務の概要
	想定する事業スキーム	事業方式 事業類型 事業スキーム図		
		事業スケジュール		
		リスク分担案		
	法的課題			
	特定事業の効果及び効率性	既存事業と比較した場合の効果等		
	特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法	効果等に関する計算式や条件等		
	その他、募集要項等の記載を満たすか	(募集要項等の記載や様式集等による)		



② 民間提案の採否の審査基準等

民間事業者から提案を受けた PPP/PFI の内容、導入による効果、実施する民間事業者の適切性を中心に採否を審査する。
複数の民間事業者から提案を受ける場合を想定し、比較できる採否の審査基準等を設定することが望ましい。

採否の審査基準等は、地方公共団体の裁量で自由に設定できるが(任意)、一例として、民間事業者から提案を受けた PPP/PFI の内容、導入による効果、実施する民間事業者の適切性、を中心に採否を審査する。また、複数の民間事業者から提案を受ける場合を想定し、比較できる採否の審査基準等とすることが望ましい。なお、これらの点について、募集要項等で公表しておくことが望ましい。

人口10万人以上の地方公共団体は、補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる民間提案を受け、かつ、民間提案の一部でも採用しない場合、国土交通省に報告することが交付金要件化の要件となる。採否の審査について、検討結果や経過を説明しやすい基準等を設定しておくことが望ましい(詳細は、コラム⑦を参照)。

図表 3-13 民間提案の採否の審査基準等(一例)

採否の審査項目(一例)		具体的な確認内容(一例)
事業内容	基本特性	● 下水道事業にとって必要な事業か ● 事業計画に記載されている事業か ● 事業実施やサービス提供について法律面・制度面で支障はないか
	PPP/PFIの必要性	● 民間の資金、経営能力及び技術的能力が活用できる事業か ● 民間事業者の独自性、専門性が活かされる事業か ● 民間事業者へ適切なリスク移転ができる事業か ● 提案されたPPP/PFIは、他の手法よりも優れているか
	実現可能性	● 類似の事業や技術等について、他に事例があるか(又は実現可能と見込めるような情報の提示があるか) ● 事業内容は議会や住民の理解が得られると想定できるか
事業実施による効果	定量的効果	● VFM(簡易)や事業の定量効果が示されており、事業の費用削減効果等があると見込めるか
	定性的効果	● 住民サービスの向上につながるか(地方公共団体よりも効率的に実施できるか) ● 雇用創出など地域経済への波及効果が期待でき、地域の活性化につながるか ● 既存事業の課題に対する解決や効果が見込めるか(例えば、技術系職員不足の解消、安全性や効率性の向上等)
民間事業者の適切性	民間事業者の基本情報	● 提案者は関連業務や類似業務の実績があるか ● 提案された事業期間に渡って倒産リスクが少ないと考えられるか



③（民間提案を採用する場合の）追加的な検討の要否等の判断基準等

民間提案に対する追加検討の要否は、事業の内容が適切であるかについて確認し、どのような項目について追加検討が必要かを判断する。

民間提案は追加検討することを前提に採用することも考えられる。追加的な検討の要否等についての判断基準等は、地方公共団体の裁量で自由に設定できるが（任意）、一例として、民間事業者から提案を受けた PPP/PFI の内容について、具体性や適切性を中心とすることが考えられる。例えば、対象施設、業務範囲、事業期間等について、これらの観点から確認し、判断する。

確認・判断は、地方公共団体が自ら実施する。議会・住民等や内部への説明に必要となる情報等が必要十分か、例えば、類似の PPP/PFI 手法と比較する等も考えられる。

なお、追加的な検討については、PPP/PFI 導入に向けて、例えば、契約書案や要求水準書案等も含む募集要項等、入札・公募の準備を進める観点も合わせて、採否の審査を終えた後に行う（詳細は、3.2.6(1)を参照）。

追加的な検討を実施する場合、コンサルティング会社等の第三者に委託する可能性も考えられる。随意契約を想定する場合、提案した民間事業者が実施することが考えられる。

図表 3-14 追加的な検討の要否等の判断基準等（一例）

追加的な検討の要否 確認項目（一例）		具体的な確認内容（一例）
事業内容	対象施設、 業務範囲	● 対象施設、業務範囲の設定（想定）は適切か ● （コンセッション方式の場合、）想定する運営権の設定範囲は適切か
	事業期間	● 事業開始までのスケジュールは適切か ● 事業期間の設定（想定）は適切か
	リスク分担	● リスクをコントロールできる者がリスクを負うという考え方を踏まえたものになっているか（地方公共団体として負えるリスク分担になっているか）
	効果	● VFM（簡易）や定量的な効果の算出に際し、前提条件等が適切に設定されているか ● PSCやLCC等が適切に見積もられているか ● 定性的な効果は、現実的に見込めるものか
	契約締結 方法	● PPP/PFIの手法の選択は適切か ● 民間事業者の選定等を進める上で留意点等はないか
	実施体制	● 適切な事業の実施に必要な人員等が見込まれているか ● 責任者や有資格者の配置、指揮命令系統等が明確か ● 災害等、緊急時の体制等が明確か

先行事例⑤：民間提案の採否の審査基準等(大阪府茨木市、広島県廿日市市)

審査項目は地方公共団体の考え次第で自由に設定が可能である。審査項目は地方公共団体で共通のものでも、下水道分野に特化したものでもよい。

○ 地方公共団体全体で民間提案に関する審査項目を設定している事例(大阪府茨木市)

大阪府茨木市では、市全体で公民連携推進ガイドライン(民間提案制度実施要領)を策定し、民間提案の事業化の有無を審査する観点を公表している。具体的には、地域の課題解決や活性化、市民理解が得られるか等の観点を設定している。

項 目	観 点
公益性	・市の施策の方向性と合致しているか。 ・連携により、地域の課題解決や活性化、市民サービスの向上等につながるか。
実現性	・実現可能な事業計画であるか。 ・市と提案者の役割分担は適切か。
市民理解	・事業内容は、市民の理解が得られるものか。
費用対効果	・具体的な効果が想定されているか。 ・上記効果は、人的コストを含む市の財政負担に見合ったものか。

出典：大阪府茨木市「公民連携推進ガイドライン(令和5年4月)」

○ 下水道事業に特化して民間提案に関する審査項目を設定している事例(広島県廿日市市)

広島県廿日市市では、下水道施設の戦略的な新規整備、維持管理・更新等に取り組むことにより、中長期的なトータルコストを縮減することが求められていることを背景に、民間提案の審査項目として、下水道事業サービスの質の向上やコスト縮減等の観点を設定して募集している。

	項 目	内 容	基 準
1	独自性	独自の発想や工夫に基づく付加価値があり、知的財産にするにふさわしい随意契約が可能な提案であるか。	可・不可
2	実施効果	市の事業運営の効率性の向上、コスト縮減が期待できる提案であるか。	良・可・不可
3	公益性	単に収益だけを求めるのではなく、下水道サービスの質の向上に寄与する視点をもった提案であるか。	良・可・不可
4	実現性	提案内容や収支計画に無理がなく、市に大きな業務負担のかからない、事業化の実現可能性や継続性が高い提案であるか。	良・可・不可

出典：広島県廿日市市資料に基づき国土交通省作成

第3章

民間発案型の具体的な手順



(2) 民間提案の活用に向けた組織体制構築(特に、採否の審査)

民間提案の活用に向けて、民間提案窓口の連絡先/相談先となる部局、具体的な担当部局のほか、計画・管理・財政部局等も連携し、円滑かつ適切に採否を審査できる組織体制を構築することが望ましい。

また、専門的な知見等が必要となる場合、外部の有識者や専門家等を活用することも有効である。

民間提案の活用に向けて、民間提案窓口の連絡先となる部局、具体的な担当部局のほか、計画・管理・財政部局等も連携し、円滑かつ適切に採否を審査できる組織体制を構築することが望ましい。また、専門的な知見等が必要となる場合、外部の有識者や専門家等を活用することも有効である。

なお、下水道分野だけでなく、集落排水施設、浄化槽、水道、河川、道路、公園等、他分野と連携する民間提案も想定される。必要に応じて、これらの担当部局も含む組織体制構築が重要であり、これらの分野の外部の有識者や専門家等を活用することも有効である。

図表 3-15 民間提案の活用に向けた組織体制構築(特に、採否の審査)

	ポイント・留意点	具体的なイメージ
地方公共団体の内部	- 複数の担当部局等を取りまとめる(連絡調整等しながら進めていく)役割・機能が重要 - 連絡先と担当部局が異なる場合、情報等を相互・円滑に伝達 - 他分野(集落排水施設、浄化槽、水道、河川、道路、公園等)との連携が想定される場合、これらの担当部局とも連携	- 民間提案窓口の連絡先となる部局、具体的な担当部局のほか、計画・管理・財政部局等も連携 - 会議体に、意思決定権者や、幹部も含む関係者を参加させる
地方公共団体の外部	- 専門的な知見等が必要となる場合、外部有識者・専門家等の活用も有効 - 中立的な第三者の関与により、競争性、公平性、透明性等を確保し、議会・住民等や内部への説明を工夫	- 専門的な知見等が必要となる場合や、他分野との連携が想定される等の場合に、これらに詳しい大学教授や弁護士等を活用 - 外部有識者等を含む第三者委員会等の会議体を設置

コラム⑦: 交付金要件化の要件充足のための「国土交通省への報告」

○ 不採用の場合の国土交通省への報告

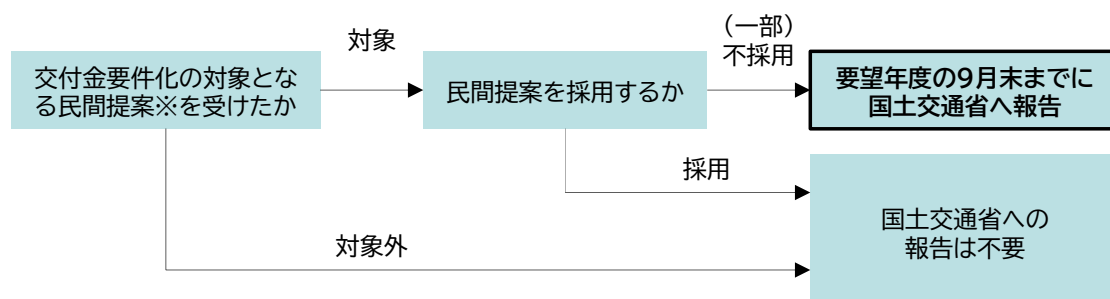
人口10万人以上の地方公共団体において、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を不採用とした場合には、民間提案の検討結果を国土交通省に報告する必要がある。この場合の不採用については、一部不採用も含むため、民間提案の一部を採用とする場合についても報告をする必要がある。

また、不採用の報告については、国土交通省による検証を要望年度の12月末までに行うための手続であり、報告は要望年度の9月末までに行う必要がある。具体的な報告内容等についてはコラム⑧を参照のこと。

なお、報告の対象は要望年度の6月末までに受け取った民間提案であり、最短で3か月間で民間提案の審査を終えて、国土交通省への報告を完了する必要がある。

そのため、あらかじめ対象となる民間提案を受けた場合に関係部署へ報告を行う体制や民間提案の審査体制等を整備することや、民間提案の受け取り前の対話等の段階から提案時期の調整や提案時期を見越した早期の準備が重要となる。

報告対象の検討フロー



※人口10万人以上の地方公共団体への補助対象事業費の合計が10億円以上の民間提案

コラム⑧: 交付金要件化の「国土交通省による検証」

○ 国土交通省による検証

人口10万人以上の地方公共団体において、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案の一部又は全部を不採用とした場合、「PPP/PFIの実施に係る民間提案評価報告書」(以下、「報告書」という。)を国土交通省に提出し、検討結果の合理性についての検証を12月までに経る必要がある。

検討結果の検証のため、報告書には提案概要、検討結果を記載した上で、提案書の写しを添付し国土交通省に提出する必要がある。検討結果については、下記に示す事項を記載することが想定されるが、地方公共団体において独自の審査基準を設けているなどの場合は別様式によることも可能である。

また、報告書には、民間提案窓口の設置及び事業見通し(計画・戦略等)の公表状況、民間事業者とのコミュニケーション状況等についても記載する必要がある。記載すべき事項の詳細については、PPP/PFIの実施に係る民間提案報告書(別添資料1)を参照のこと。

検討結果についての記載事項例(PPP/PFIの実施に係る民間提案評価報告書より抜粋)

評価結果

(1)評価結果	■ 不採用 □ 一部採用(不採用部分:)
(2)理由	□ 提案書の記載内容が不足しており、妥当性判断ができない。 【その他理由】

項目ごとの評価結果

(1)当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(2)提案の実現可能性	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(3)PPP/PFI手法を活用することの妥当性	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(4)財政に及ぼす影響	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(5)他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】
(6)その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施)	□ 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。 【評価結果】

(3) 検討結果の通知

PFI 法に基づく民間提案は、検討結果の通知が法定されている。
PFI 法に基づかない民間提案についても、同様に扱うことが望ましい。

PFI 法に基づく民間提案は、検討結果の通知が法定されており、採否の審査が完了したら、遅滞なく、実施する必要がある。PFI 法に基づかない民間提案についても、同様に扱うことが望ましい。通知方法は、民間事業者に対して個別に通知する方法と、公表する方法等が考えられる。

また、民間提案の一部でも採用しない(不採用又は一部不採用)場合、通知には、不採用とした理由を具体的に記載することが望ましい。

なお、民間提案を採用する(全部採用又は一部採用)場合でも、PPP/PFI 導入に向けた入札・公募等(随意契約を含む)に、提案した民間事業者が応じる義務は発生しない点に留意する必要がある。

コラム⑨: 交付金要件化の「内閣府との協議」

○ 民間事業者による不服申し立て

人口10万人以上の地方公共団体に対して行った民間提案について、不採用通知を受けた民間事業者は内閣府に対して不服申し立てを行うことが可能である。

民間事業者による不服申し立ては、下記の国土交通省の検証における内閣府との協議の前提となる。そのため、対象となる民間提案に対する不採用通知を行うことが必要となる。

○ 国土交通省と内閣府の協議

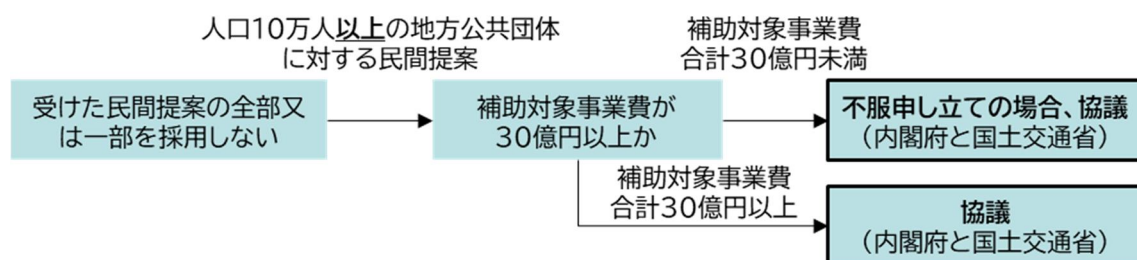
交付金の要件となる国土交通省の検証(コラム⑧)に先立ち、一定の民間提案については内閣府と協議を行うこととされている。

一部又は全部が不採用とされた、人口10万人以上の地方公共団体に対して行った民間提案のうち、

- 補助対象事業費が30億円以上の民間提案、又は
- 不採用通知を受けた民間事業者が内閣府に対して不服申し立てをした民間提案に対する国土交通省が行う検証が対象となる。

内閣府との協議が行われる場合でも、国土交通省による検証は予算要望年度の12月末までに完了されている必要がある。そのため、内閣府との協議期間等も考慮したうえで、民間事業者による不服申し立て機会の確保を行うべきことになるため、不採用通知については同年の9月末までには行う必要がある。

内閣府との協議対象となる民間提案



3.2.6 採用した民間提案の活用による PPP/PFI 導入に向けて

(1) 追加的な検討

採否の審査で追加的な検討が必要となった民間提案は、PPP/PFI 導入に向けた追加的な検討を実施する。あわせて、契約の締結に必要な書類等を準備する。

民間提案の審査における追加的な検討の要否の判断(3.2.5(1)③)において、追加的な検討を要すると判断した場合には、通常の PPP/PFI 導入と同様に導入可能性調査や基本設計等に代わる検討として図表 3-16 に記載の事項等について検討を行うことが考えられる。

随意契約を想定する場合は、検討結果を踏まえた実施可能性や民間提案において利用が想定されていた技術・ノウハウの範囲の有効性等を確認する必要があるため、適宜、採用された民間提案を提案した民間事業者と官民対話等を実施することになる。

民間事業者の選定等を実施する場合、採否の審査の際、追加的な検討が必要と判断された事項(事業範囲、事業期間、リスク分担、事業収支、契約方法等)の検討に加えて、実施方針や募集要項等(契約書案や要求水準書案を含む)を準備する。

なお、各 PPP/PFI 手法において検討が必要な事項については各種ガイドラインを参照のこと。

図表 3-16 追加的な検討の内容等(一例)

項目	概要
調査・設計	● (未実施の場合、)必要な調査、基本設計、詳細設計
導入可能性調査	● (必要に応じ、)民間提案を受けたPPP/PFIの適否の検討 ● (必要に応じ、)PPP/PFI以外での実施の適否の検討
対象施設、業務範囲、事業期間等の検討	● 基本的には民間提案を受けた対象範囲と同一で検討 ● (必要に応じ、)VFM向上のため、対象範囲の拡大を検討 ● (必要に応じ、)相乗効果等を期待できるものとのバンドリングを検討 ● (PFI法に基づく民間提案の場合、)特定事業の範囲の検討
効果	● 期待する効果・メリット等が見込めるかの検証 ● (事業規模等を踏まえ、必要に応じ、)VFMの詳細を検討
PPP/PFI導入に向けた検討	● 入札・公募等で必要となる契約書や要求水準書(仕様書)等の書類の準備 ● 上記の準備に必要な事業期間(事業開始時期を含む)、リスク分担、実施体制(参加資格要件等を含む)の検討

(2) 入札・公募等の検討

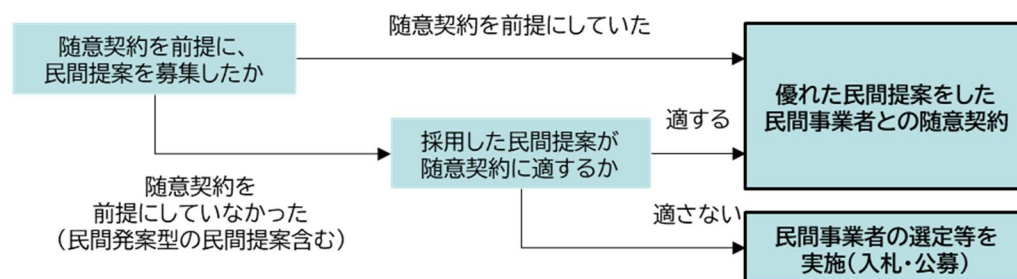
追加的な検討も踏まえ、PPP/PFI 導入に向けて、総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式等、契約締結の方法を選択し、準備を進める。
民間提案の募集に際し、随意契約を想定している場合、その締結に向けた手続を進める。

採用した民間提案について、追加的な検討も踏まえ、PPP/PFI 導入に向けて総合評価方式(一般競争入札)、公募型プロポーザル方式等、契約締結の方法を選択し、準備を進める。このタイミングで随意契約を選択することも考えられる。

民間提案の募集に際し、随意契約を前提にしていた場合、締結に向けた手続(提案した民間事業者との条件の交渉等を含む)を進める。

なお、PFI 法に基づく民間提案を活用する場合、PFI 法第 8 条第 1 項では「実施する民間事業者を入札・公募の方法等により選定する」旨、規定されている。同項は随意契約を否定するものではないと考えられるが、同法第 11 条第 1 項では客観的な評価の実施とその結果の公表が規定されている点に留意が必要である。

図表 3-17 入札・公募等の検討(流れ)



随意契約に適する場合	具体例
その性質又は目的が競争入札に適しないもの	民間事業者の知的財産やノウハウ等の保護の必要性がある場合 その他、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合
条例等で随意契約を認めるもの	(条例等による)

(3) 入札・公募の審査・選定上の加点措置等

民間提案を活用する PPP/PFI 事業の入札・公募では、審査・選定上、加点措置が推奨される。

内閣府「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」では、「(民間提案を受け)策定された実施方針に基づく選定事業についての公共調達において、当該民間提案を実施した事業者に対して加点を行うものとする。」「PFI法第6条に基づかない民間提案や、PFI事業以外の民間提案を活用した官民連携事業においても、実施要領に準じた取組の実施を積極的に検討すること。」とされており、民間提案を活用する PPP/PFI 事業の入札・公募においては、審査・選定上、加点措置が推奨されている。

加点の割合について、同実施要領別紙では、総合評価落札方式(除算方式)の場合の加点割合例として、生じる VFM 割合の半分～同等の割合での加点が示されている。(例えば、VFM が 10%生じる事業の場合には、総配点が 100 点であれば、寄与度に応じて5～10%の割合となる 5～10 点を民間提案を行った民間事業者に付与する。)

この加点割合例を基にした場合、一部採用の場合や、採用後に事業のバンドリング等を行った場合の加点割合についてははようになる。ただし、VFM が小さくインセンティブとして十分な加点割合にならないと判断できる場合については、事業の性質等を考慮して検討することが望ましい。

図表 3-18 VFM を基にした加点措置の算定例

提案内容が事業費100億円、VFM4%の場合の加点措置(例)

採用した民間提案と実施事業内容	実施する事業に対するVFM	加点割合
民間提案通りの事業を実施	4%(VFM=4億円/100億円)	2～4%
民間提案の一部を実施 (一部採用部分の事業費は60億円でVFM5%)	5%(VFM=3億円/60億円)	2.5～5%
民間提案の事業と別事業を一体的に実施 (別事業の事業費は60億円)	2.5% (VFM=4億円/160億円)	1.25～2.5%
民間提案の一部と別事業を一体的に実施 (一部採用部分の事業費は60億円でVFM5%、 別事業の事業費は60億円)	2.5% (VFM=3億円/120億円)	1.25～2.5%

※総合評価落札方式(除算方式)の場合

内閣府「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」別紙、民間提案による加点の得点配分の考え方(例)を参考に国交省作成



3.3 地方公共団体発案型の具体的な手順

3.3.1 民間提案の対象等の検討

地方公共団体発案型では、地方公共団体が、民間提案の活用による PPP/PFI で解決したい課題等を踏まえて、民間提案の対象等を検討する。

地方公共団体発案型では、地方公共団体が、民間提案の活用による PPP/PFI で解決したい課題等を踏まえて、民間提案の対象等を検討する。手順をまとめると、①民間提案の活用による PPP/PFI で解決したい課題等の確認、②組織体制構築も含む環境整備等の準備、③民間提案の対象等の検討、④募集の意思決定の流れとなる(図表3-19)。

検討に際し、民間提案の活用により期待される効果・メリット等、民間提案の活用に適した事業について、2.3 及び 2.4 を参照すること。また、PPP/PFI で期待される効果・メリット等、PPP/PFI に適した事業、自らの組織の課題を考えてみる等について、PPP/PFI 手法選択 GL を参照するとよい(PPP/PFI 手法選択 GL 内、手法選択に向けた準備(ステップ0)等)。

図表 3-19 民間提案の対象等の検討(手順の流れ)

手順	①解決したい課題等の確認	②体制構築も含む環境整備等	③民間提案の対象等の検討	④募集することの意思決定
概要	● 事業・経営の課題等を確認(ヒト・モノ・カネ等の区分でまとめる等) ● 課題等の解決の観点から、民間提案の活用、PPP/PFI導入について、目的等を検討	● 同種・類似の先行事例等、参考となる情報等を収集 ● 関係部局等と連携し、民間提案の活用に向けた組織体制を構築(3.2.5(2)を参照)	● 想定する対象施設・業務範囲等や特定テーマ、スケジュール等を検討 ● 民間事業者が提案できるノウハウ等の有無や、参画意欲の有無・程度等を確認	● 民間提案を活用する場合としない場合を比較する等して意思決定 ● 専門的な知見(技術、財務、法務)等が必要となる場合、外部の有識者や専門家等を活用することも有効

コラム⑩：民間提案の対象等の検討とサウンディング

サウンディングとは、民間提案の募集を行う事業に対する民間事業者の参画意欲、提案可能なアイデアを把握することなどを目的として実施する官民対話のひとつである。なお、詳細は、国土交通省「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」（令和元年 10 月更新）（以下、「サウンディング型市場調査の手引き」という。）及び対話・選択プロセス運用ガイドを参照のこと。

サウンディングでの確認事項としては、当該事業に関する民間事業者の参画意欲、事業スキーム等に関する希望や意見、現時点で提案可能と考えられるアイデアなどが挙げられる。参画意欲の有無の確認により、民間提案が難しいと考えられた場合には、事業範囲を広げる、民間事業者により意思決定可能な範囲を広げる等の対応が考えられる。事業スキームに民間事業者の意向を反映することにより、提案意欲の向上が期待される。

また、民間提案におけるサウンディングでは、対象事業について地方公共団体の抱える課題を民間事業者へ示し、課題解決に向けた意識の共有を行うことが重要である。民間提案に求める内容を共通意識として持つことにより、地方公共団体にとって望ましい民間提案が期待できる。

実際に民間提案の募集を行う際に、サウンディングに参加した民間事業者のみを対象に民間提案を求めることも可能である（詳細は 3.2.2(1)参照）。その場合、サウンディングの実施についてホームページ等で公表するとともに、説明会、地方公共団体が設置する官民連携プラットフォーム等の活用により、広く周知し、公平性・競争性、透明性を確保することも有効である。

概要	
目的	● 民間提案を活用したPPP/PFI導入により、解決したい課題に対して、民間事業者に提案できるノウハウの有無等を確認 ● 想定する民間提案の対象等について、民間事業者の参画意欲の有無・程度等を確認 ※例えば、想定する民間提案の対象等のみでは事業規模が小さい等が懸念される場合は、事業の範囲を拡大したり、他分野の施設・業務等を追加したりして確認することが望ましい
対象者	民間事業者
対象者の選定方法	指名、又は公募 ※対象者の選定に際しては公平性の確保に留意する必要がある
調査方法	● アンケート ● 個別のヒアリング（意見交換、官民対話） ● ワークショップ ※必要に応じて、これらを組み合わせることも有効である

先行事例⑥：民間提案の活用に向けた組織体制構築（地方公共団体発案型）

地方公共団体発案型は、地方公共団体がスケジュール等の見通しを立てることができる。そのため、先行事例においても必要な検討事項、検討時期等を事前に考慮した上で、組織体制を予め構築している。

○ 広島県廿日市市の先行事例

広島県廿日市市では、下水道事業に関する事業運営の効率化、コスト削減に資する民間提案を募集している。その募集の内容、募集様式、採否の審査方法等の検討の他、事業化に向けた検討についても、全て地方公共団体内部で組織体制を構築し、実施している。

○ 神奈川県綾瀬市の先行事例

神奈川県綾瀬市では、具体的に提案を求める事業の範囲、内容等を限定した上で民間提案を募集している。民間提案募集の検討段階及び民間提案採用後の事業化に向けた各検討段階で、外部コンサルタント等を活用している。

	広島県廿日市市	神奈川県綾瀬市 ※1
処理区域内人口	約7.2万人	約8.3万人
対象施設	廿日市浄化センター ※2 大野浄化センター ※2	綾瀬終末処理場 (汚泥減量化施設、消化ガス発電施設)
民間提案を受けた PPP/PFI等	(太陽光発電設置およびリース) ※2	DB方式、民設民営方式
民間提案の活用に向けた 職員体制 ※3	5名	6名
担当部局	建設部 下水道経営課、下水道建設課	土木部、市民環境部、都市部
意思決定 ※4	検討委員会(職員5名)	選考委員会(職員4名)
外部 活用	採否の審査前	(直営)
	採否の審査後	(直営) ※5

※1 官民対話方式(選抜・交渉型)の先行事例

※2 6者から民間提案があり、3者の提案を採用したが、大和リース(株)の民間提案に基づく情報を示す

※3 採否の審査の職員数は含まない

※4 民間事業者の選定等はPPP/PFI手法選択GL等を参照

※5 随意契約の締結に向けた準備等



3.3.2 民間提案の募集

(1) 民間提案の募集に必要な資料

民間提案の募集に際し、募集要項、採否の審査基準等、様式集を公表する。
民間提案を募集する個別の事業にあわせて、事業見通しよりも詳細な情報等を提供することで、さらに創意工夫等や参画意欲を引き出すことも考えられる。

民間提案の募集に際し、民間提案の対象等(対象施設、業務範囲、事業期間等)を含む募集要項、採否の審査基準等、様式集等の情報(以下、「募集要項等」という。)を準備し、公表する。

募集要項には、民間提案の対象等、手続等のスケジュール(PPP/PFI 導入までの流れも含む)、参加資格要件、採否の審査について等、民間提案の募集に必要な基本的な事項を記載する。また、採否の審査基準、様式集、民間提案の対象等について、事業見通しよりも詳細な情報等をまとめた資料等も、あわせて準備することが望ましい。なお、対話等の中で、追加的な情報等を求められた場合は、可能な範囲で適切に提供することが望ましいが、複数の民間事業者が参画する可能性を前提に、競争性、公平性、透明性等に留意する。

募集要項等で求める提案の内容等には、PFI 法で規定される PFI の実施方針(特定事業)の案、効果・効率性に関する評価の結果を示す情報等が含まれる(同法第6条第1項後段)。

図表 3-20 民間提案の募集に必要な資料

民間提案の募集に必要な資料(イメージ)		情報開示が望ましい資料等(イメージ)	
項目	内容	項目	内容
募集要項	- 民間提案の対象等(対象施設、業務範囲、事業期間等) - 特定テーマ等(設定する場合) - 参加資格要件 - 募集の手続 - 募集のスケジュール 等	共通	- 社会資本総合整備計画 - 下水道事業計画 - 下水道ストックマネジメント計画(簡略版を含む) - 経営戦略 等
採否の審査基準等	採否の審査の進め方、基準、考え方 等	維持管理や運営等を想定する場合	- 業務委託の現状 - 維持管理情報(不具合・故障履歴、修繕履歴、稼働状況、電力使用量等) - 組織図 - BCP - 事務分担表 等
様式集	- 参加表明書、誓約書 - 民間提案の対象等、特定テーマ等、参加資格要件等、民間提案に必要な書類の様式 - 民間提案の採用後、民間事業者と締結する協定書案 等	建設(新設)や改築等を想定する場合	- 対象施設・設備(現有)に関する図面 - 対象施設・設備(現有)に関する能力・仕様 等



(2) 民間提案の募集及び PPP/PFI 導入までの流れの検討

地方公共団体は、募集の内容(民間提案の対象等を含む)、手続、スケジュール等を確定し、募集する。

民間提案の対象等(対象施設、業務範囲、事業期間等)を検討し、募集の意思決定をしたら、採否の審査やスケジュール等を確定の上、民間提案を募集する。なお、その際、民間提案を活用した PPP/PFI 導入までの手続等の全体の流れを把握しておくことも重要である。

他分野横断テーマや複数事業に関連する事業を民間提案で募集する際は、他の部局との連携を図り、地方公共団体の事業全般に関する民間提案窓口を設置する等も一案となる。

図表 3-21 民間提案の募集から PPP/PFI 導入までの主要な論点

主要な論点	概要(ポイント・留意点)	参考
官民対話の進め方	● 事業見通しの公表、民間提案の対象等の検討をふまえて、官民対話と追加的な情報開示を繰り返す ● 必要に応じて、サウンディングを実施する ● 民間提案の活用による PPP/PFI 導入までの全体の流れ(スケジュール等や追加的な検討の進め方等)をふまえる	● 対話・選定プロセス運用ガイド
民間事業者のインセンティブ	● 優れた民間提案を受けた場合、PPP/PFI 導入に際し、随意契約や審査・選定上の加点措置等を想定するのも一案 ● 民間事業者のインセンティブを検討する場合、競争性、公平性、透明性等に留意の上、民間提案の募集に際し、設定・公表することが望ましい	● 本手引き 3.3.2.(3)
採否の審査 (意思決定の方法等)	● どのように採否を審査するか、例えば、既存の会議体を活用する、外部の有識者や専門家等を活用する等を決めておく ● 議会・住民等や内部への説明に必要となる情報等も確認しておく	● 本手引き 事例⑤



(3) 民間事業者のインセンティブ

民間提案の活用では、地方公共団体が検討することの一部を、民間事業者が負担する。そのため、優れた民間提案に対するインセンティブとして、例えば、PPP/PFI 導入に際し、随意契約や審査・選定上の加点措置等、民間事業者が民間提案をしやすい仕組み等についても工夫することが望ましい。

インセンティブを付与する場合、民間提案の募集に際し、あわせて設定・公表することが望ましい。

優れた民間提案に対するインセンティブとして、例えば、PPP/PFI 導入に際し、随意契約や審査・選定上の加点措置等を行うこと等も考えられる。これらにより、参画できる可能性が高まるため、意欲的な創意工夫等を期待できる。

随意契約を想定する場合、民間提案の募集を通じて競争性、公平性、透明性等を確保できるなら、PPP/PFI 導入に際し、随意契約を採用することも差し支えないと考えられる(3.2.6(2)及びコラム⑪も合わせて参照)。

審査・選定上の加点措置等を想定する場合、競争性、公平性、透明性等の観点から、適切な基準(加点の割合、認定方法等)を明確にしておくことが望ましい。詳細は、3.2.6(3)を参照。

このように、インセンティブを付与する場合、複数の民間事業者が参画する可能性を前提に、競争性、公平性、透明性等に留意し、十分に検討の上、民間提案の募集に際し、設定・公表することが望ましい。

図表 3-22 民間事業者のインセンティブとして考えられる措置(一例)

類型	概要	ポイント・留意点
随意契約	優れた民間提案を受けた場合、PPP/PFI導入に際し、随意契約を締結することを前提に、民間提案を募集	- 参画できる可能性が高まることによる意欲的な創意工夫等を期待 - 複数の民間事業者が民間提案をする可能性も前提に、競争性、公平性、透明性等に留意し、募集に際し、明確に設定・公表
審査・選定上の加点措置	優れた民間提案を受けた場合、PPP/PFI導入に際し、審査・選定上の加点措置を行うことを前提に、民間提案を募集	- 同上 - 適切な基準(加点の割合、認定方法等)を明確にしておくことが望ましい ※内閣府「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」も参照

コラム⑪: インセンティブに随意契約を想定する場合の参考判例

○ 随意契約の締結が可能となる場合(要件)

地方公共団体における契約は一般競争入札が原則とされており、随意契約できる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定められている。各号の場合とは、同施行令で契約の種類に応じ定める額の範囲内で普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの(第1号)、性質又は目的が競争入札に適しないもの(第2号)、同号に定める障害者支援施設等との契約で同号の要件を満たすもの(第3号)、新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたものとの契約で同号の要件を満たすもの(第4号)、緊急の必要により競争入札に付すことができない契約(第5号)、競争入札に付すことが不利と認められる契約(第6号)、時価に比して著しく有利な価格による契約(第7号)、競争入札で入札者がいない又は再入札において落札者がいないとき(第8号)、落札者が契約しないとき(第9号)である。

民間提案を行った民間事業者との随意契約を検討する場合、上記のいずれかの条件に該当するかを確認するとよい。

○ 最高裁判所判例要旨

最高裁判所昭和62年3月20日判決では、上記第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」について、地方公共団体の利益の観点から、当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当な場合をいうとしており、その判断は地方公共団体の契約担当者による合理的な裁量に基づいて判断されるものとしている。

同判決は一般的な随意契約の締結について判断したものではあるが、同趣旨は民間提案において民間提案を行ったものと随意契約をする場合にも当てはまると考えられる。そして、民間提案においては、当該民間提案の内容や民間提案に含まれる技術・ノウハウの独自性、民間提案の募集にあたって随意契約を前提として競争性のある募集を行ったか、民間事業者へのインセンティブとして適切か否か等の観点から、随意契約が適切といえるかの判断を行うことになる。

【(最高裁判例 昭和62年3月20日 抜粋要旨)】

- 普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とはいえないとしても、当該契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する。
- 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するか否かは、普通地方公共団体の契約担当者が、法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。

出典: 民間提案推進マニュアル(内閣府)に基づき国土交通省作成

3.3.3 民間事業者の民間提案の作成等 民間事業者の実施内容

民間事業者は、地方公共団体が公表した募集要項等に基づき提案を作成等する。その際、民間提案を受けた地方公共団体が、追加的に検討することになる内容等についても、民間事業者が検討しておく、円滑かつ適切な民間提案の活用につながりやすい。

民間事業者は、地方公共団体が公表した事業見通しや、募集要項等に基づいて、具体的な提案を作成等する。

募集要項、採否の審査基準等、様式集、民間提案の対象等(対象施設、業務範囲、事業期間等)が、漠然と不明確だったり、過度に広範だったりする場合は、必要に応じて情報開示依頼や官民対話等により、地方公共団体のニーズを明確にした上で提案するとよい。

その際、民間提案を受けた地方公共団体が、議会・住民等や内部への説明に必要となる情報等も含め、追加的に検討することになる内容等(例えば、導入可能性調査や基本設計に類するもの)についても、民間事業者が検討し、情報提供すると、円滑かつ適切な民間提案の採用につながりやすいと考えられる。

図表 3-23 民間事業者の民間提案の作成等(再掲)

	民間事業者(提案書作成時)	地方公共団体(提案書の受け取り後)
主な作成書類	【民間提案の提出時】 (書類例) ✓ 提案書	【民間事業者の募集(もしくは実施方針)時】 (書類例) ✓ 募集要項 ✓ 要求水準書 ✓ 要求水準書別紙 ✓ 契約書案 ✓ 総合評価項目 等 【特定事業の選定時】 ✓ 特定事業の選定結果(VFM含む)
検討事項	【民間提案に記載する項目の内容】 ①特定事業の案 ✓ 公共施設等の種類 ✓ 公共施設等の設置に関する条件 ✓ 公共施設等の概要 ✓ 公共施設等の維持管理・運営業務の概要 ✓ 想定する事業スキーム ✓ リスク分担 ②特定事業の効果(簡易VFM) ③特定事業の効率性に関する評価の仮定及び方法	【導入可能性調査に類似する検討・評価】 (検討事項例) ✓ 事業概要 ✓ 事業方式・スキーム ✓ 対象施設 ✓ 対象業務 ✓ 事業スケジュール ✓ 募集・選定に関する事項 ✓ 要求水準 【基本設計に類似する検討・評価】 (検討事項例) ✓ 対象施設・設備 ✓ 適切な処理方式等 ✓ 整備対象範囲 ✓ 整備機器の選定 ✓ PSC算定の基礎となる概算金額に関する検討

民間事業者の提案【最小】
 民間事業者が情報提供することも想定される【最大】

3.3.4 採否の審査

地方公共団体は、民間事業者から提案を受けたら、採否を審査する。

地方公共団体は、民間事業者から提案を受けたら、採否を審査する。手順をまとめると、主に①受け取った民間提案の採否の審査、②採用する場合の追加的な検討の要否・内容等の検討、の流れとなる。

- ① 募集する事業の特性に合わせて地方公共団体独自に採用基準を設定し採否を審査する。なお、複数の民間事業者から提案を受けた場合、それぞれに対して採否を審査する。
- ② 追加的な検討は、受け取った民間提案を採用する場合に、PPP/PFI 導入の入札・公募等に向けて、議会・住民等や内部への説明に必要となる情報等も含め、追加的に検討する内容等(例えば、導入可能性調査や基本設計に類するもの)の有無を検討等するものである。なお、民間事業者のインセンティブとして、随意契約や審査・選定上の加点措置等を想定する場合、この手順で検討する。

民間事業者から提案を受けられなかった場合は、募集要項等を見直した上で、再度、民間提案を募集すること等が考えられる。

図表 3-24 採否の審査以降の手順等(再掲)

民間提案を受けた後の流れ			検討時期
採否の審査 (3.2.5)	提案の受領可否の確認	・ 提出された提案に対し、募集要項等の記載を満たすかどうか確認	・ 民間提案を受けた後、速やかに(検討結果は遅滞なく民間事業者あて通知する)
	民間提案の採否の審査	・ 民間提案を採用できるか審査 ・ 募集要項等で設定・公表した随意契約や審査・選定上の加点措置が相応しいか検討	
	追加的な検討の要否等の検討	・ 採用する民間提案(対象施設、業務範囲、事業期間、効果、リスク分担、契約締結の方法、実施体制等)について、追加的な検討の要否等を検討	
採用後の検討 (3.2.6)	追加的な検討の実施	・ 採用する民間提案(対象施設、業務範囲、事業期間、効果、リスク分担、契約締結の方法、実施体制等)について、追加的な検討を実施 ・ PPP/PFI導入に向けた、契約書案、要求水準書案作成等の準備	・ 採用(一部採用を含む)の場合、PPP/PFI導入に向けた入札・公募等までに
	入札・公募の検討	・ 追加的に検討した結果等もふまえ、PPP/PFI導入に向けた入札・公募について具体的に検討	
	民間事業者のインセンティブを検討	・ 優れた民間提案について、随意契約や、審査・選定上の加点措置等の可能性を検討	

参考資料

用語集

(アルファベット・50 音順)

用語	解説
DB(Design Build(デザインビルド))	民間事業者に設計・建設等を一括発注・性能発注する手法。
DBO (Design-Build-Operate (ディー・ビー・オー))	地方公共団体が調達した資金施設で民間事業者等のプロジェクト事業主体が施設を建設し、維持管理、運営を行う事業方式。一般的には PFI 事業手法に準じて進められる。
DX(ディーエックス又はデジタルトランスフォーメーション)	企業や組織が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出すること
NDA(エヌ・ディー・エー)	NDA とは、秘密保持契約のことで、自組織が保有する秘密情報を他者に提供する際、その情報が漏洩・不正利用されないために結ぶ契約
PFI(ピー・エフ・アイ)	Private Finance Initiative の略であり、民間事業者が資金調達し、設計・建設、運営を民間事業者が一体的に実施する方式。
PFI(従来型)	PFI のうち、コンセッション方式を除いたものを指す。一般的に、主に延べ払い方式によるものを指す。
PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の通称で、平成 11 年 7 月に制定された我が国において PFI を実施する上で基本となる法律(平成 11 年 9 月施行)。PFI の理念、手続、支援策、推進体制等を定めている。
PPP(ピー・ピー・ピー)	Public Private Partnership(官民連携)の略であり、公共サービスの提供に民間事業者が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間事業者のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PPP/PFI(ピー・ピー・ピー・ピー・エフ・アイ)	PPP と PFI を含む官民連携手法の総称。
PSC(Public Sector Comparator (ピー・エス・シー))	公共が自ら事業を実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値。

VFM(Value For Money (バリュー・フォー・マネー))	官民連携事業における最も重要な概念の一つで、支払(Money)に対して最も価値の高いサービス(value)を供給するという考え方のこと。VFMの評価は、PSCとPFI事業のライフサイクルコスト(LCC)との比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。地方公共団体が事業を実施するに当たり、事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。ここでは、PFI方式以外にもDBO方式、DB一括発注方式についても適用される。
外部コンサルタント	PFI方式、DBO方式、DB一括発注方式等の官民連携手法の導入及び事業実施過程における技術、法務、財務等の専門知識等についてアドバイスする専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー、財務アドバイザー等が挙げられ、各方式の導入調査や事業者の募集・選定、事業開始後のモニタリング等の各段階でのアドバイザー支援が想定される。
外部有識者や専門家等	専門領域の学問等で評価を受け、豊富な経験と高い見識をもつと社会的に認められる人。一般的には当該分野に関わる大学教授や専門家等を指す。
交付金	社会資本整備総合交付金等を指す。
コンセッション方式	管理者は運営権者に運営権を設定。運営権により、運営権者は原則として利用者から収受する下水道利用料金(PFI法第23条第1項により下水道利用者から運営権者が収受する下水道施設の利用料金)により事業を運営する方式。公共施設等運営事業。
実施方針	PFI法で定められている手続。特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。PFI事業を実施する際には公共施設等の管理者等は、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。 <具体的に定める事項> ・ 特定事業の選定に関する事項 ・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項 ・ 民間事業者の責任の明確化、事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ・ 公共施設等の立地及び規模配置に関する事項

第3章 用語集

スキーム	事業の仕組み・枠組み・構成。
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
脱炭素(カーボンニュートラル)	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを指す。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言している。
導入可能性調査(FS: Feasibility Study(エフエス))	対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間事業者の参画意欲がどの程度か、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFIの導入の可能性を判断するもの。
特定事業	特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。
包括的民間委託	下水処理サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うため、複数年契約を前提とした発注を基本的な要素とする方式。
サウンディング(市場調査)	民間事業者に対して、個別事業への参加意欲を実施方針等の策定に先立って把握する試み。
民間提案	民間提案とは、民間事業者から公共サービスの向上や効率化などの提案を求める制度及び提案の総称
リスク	選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということである。(「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」ということではないということに注意すべきである)

《出典》(以下を参考に加筆)

「下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン」令和5年3月(国土交通省)